

第3次

俱知安町障がい者計画

(2019年度～2023年度)



2019年3月
俱知安町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠と位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の対象者	3
5 北海道計画における圏域設定	3
6 障がいをめぐる制度改正等の状況	4
第2章 障がい者の状況	8
1 障がい者等の現状	8
2 障がい者を取り巻く環境	16
3 アンケート調査結果	19
4 第2次障がい者計画のふりかえり	31
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 施策の体系	37
第4章 施策の展開	38
1 地域における生活支援の充実	38
2 自立と社会参加の促進	44
3 とともに支え合う共生のまちづくり	48
第5章 計画の推進に向けて	53
資料編	55
1 倶知安町障害者施策推進委員会委員	55

「障がい」のひらがな表記について

この計画では、「障がい者」等の「がい」の字の表記について、字のマイナス印象に配慮するとともに、障がい者等の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令で定められた用語や固有名詞、医学・学術用語等はこれまでどおり「害」の字を使用しますので、本文中では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「ともに生きる自立支援の社会づくり」を基本理念として、平成26年3月に「第2次俱知安町障がい者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がい者に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

また、平成24年6月には従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に改正し、難病患者を障がい者福祉の対象に含めるなど制度改正を推進しています。

さらに平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が成立し、平成28年4月から施行されています。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がい者の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化している中で、当町においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

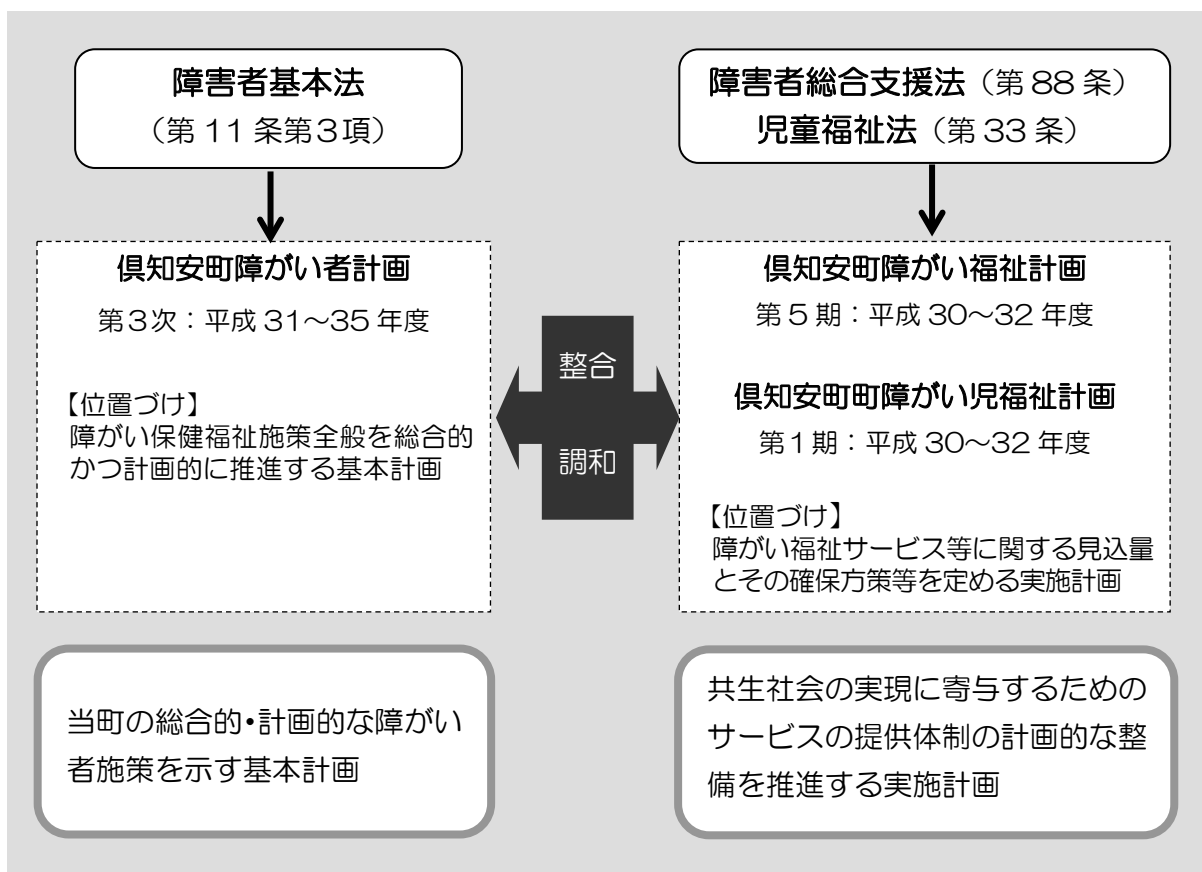
これらを踏まえ、「第2次俱知安町障がい者計画」が平成30年度末で計画期間を終了することから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた「第3次俱知安町障がい者計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

「第3次俱知安町障がい者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

また、町の最上位計画である第5次俱知安町総合計画、北海道における「第2期北海道障がい者基本計画」、及び国における「障害者基本計画（第三次）」と整合を図るものとします。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



3 計画期間

この計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の対象期間

	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障がい者計画	第2次障がい者計画 (2014～2018 年度)					第3次障がい者計画 (2019～2023 年度)					第4次障がい者計画 (2024～2029 年度)					
障がい福祉計画		第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画			
障がい児福祉計画					第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画			

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

5 北海道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら3つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

倶知安町は、「後志障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

6 障がいをめぐる制度改革等の状況

(1) 法改正の主な動き

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がい者のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がい者の権利を保障する取組が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成 26 年 4 月全面施行）
 - ・ 応能負担の明確化と
 - ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
 - ・ 相談支援の充実
 - ・ 障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成 27 年 1 月施行）
 - ・ 指定難病に対する医療費の助成
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月施行）
 - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成 28 年 8 月施行）
 - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成 28 年 6 月施行）

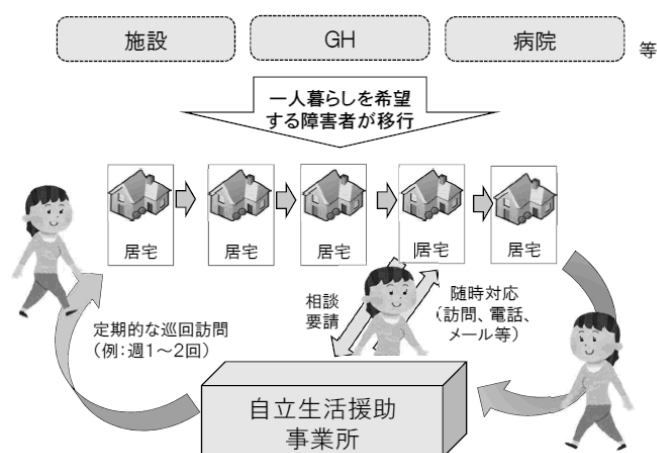
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

① 障がい者が望む地域生活の支援

1) 自立生活援助の創設

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスが新たに創設されます。

■ 自立生活援助サービスのイメージ



◆ 対象者

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等。

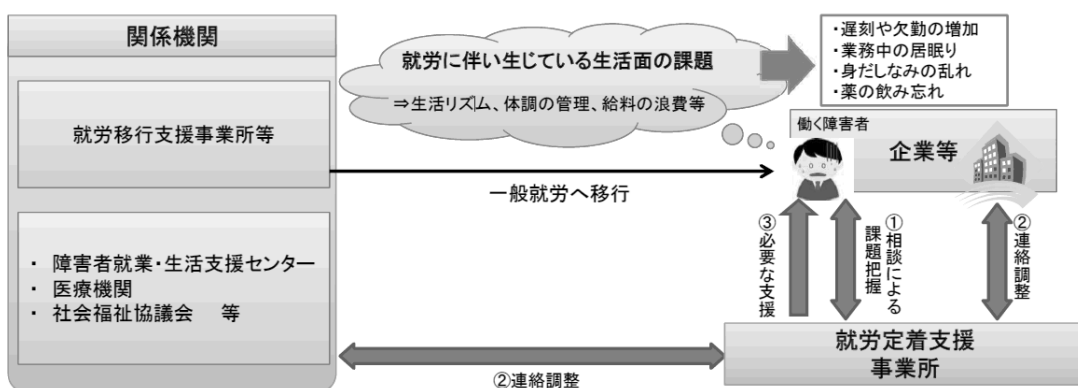
◆ 支援内容

定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

2) 就労定着支援の創設

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられます。そのため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスが新たに創設されます。

■ 就労定着支援サービスのイメージ



3) 重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになります。

4) 障がいのある高齢者の介護保険サービスの円滑な利用

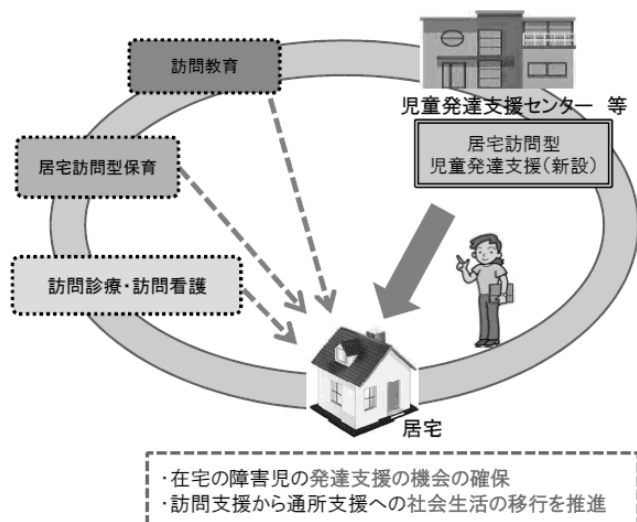
65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の障がいのある高齢者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられます。

②障がい児支援のニーズ多様化へのきめ細かな対応

1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新たに創設されます。

■居宅訪問型児童発達支援サービスのイメージ



◆対象者

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

◆支援内容

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。

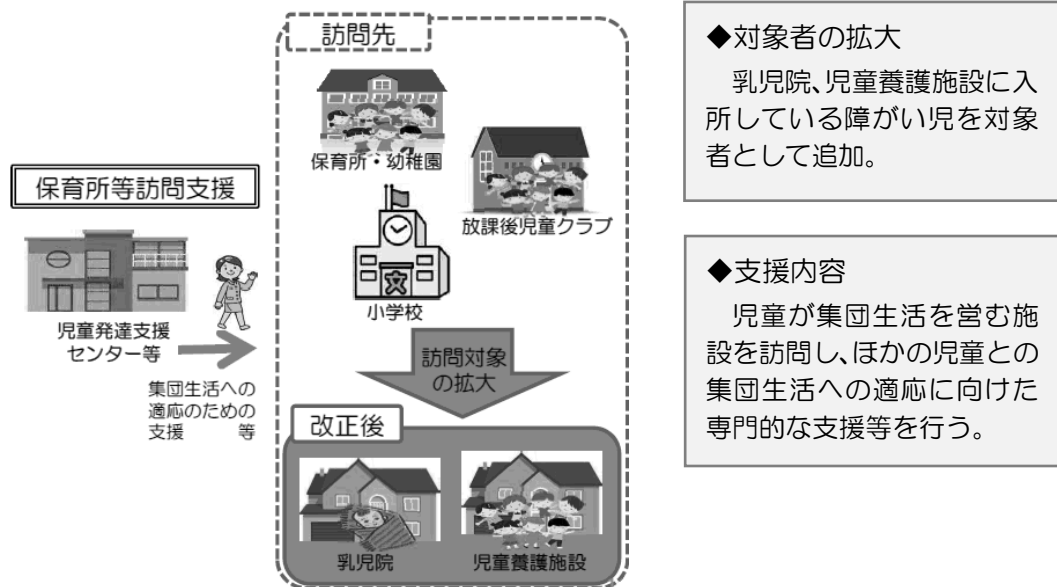
2) 医療的ケアを要する障がい児への支援

医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることになりました。

3) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応に向けた専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容やかかわり方についての助言等を行うことができるようになります。

■ 保育所等訪問支援の支援対象拡大のイメージ



4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障がい児福祉計画を策定する等の見直しを行う必要があります。

第2章 障がい者の状況

1 障がい者等の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成30年現在859人で、平成29年より8人減少しています。障がい種類別の推移をみると、身体障がい者は平成27年から減少傾向が続いていますが、知的障がい者は平成28年から増加傾向、精神障がい者は平成27年から減少傾向でしたが、平成30年は増加しています。

■障がい者等の推移

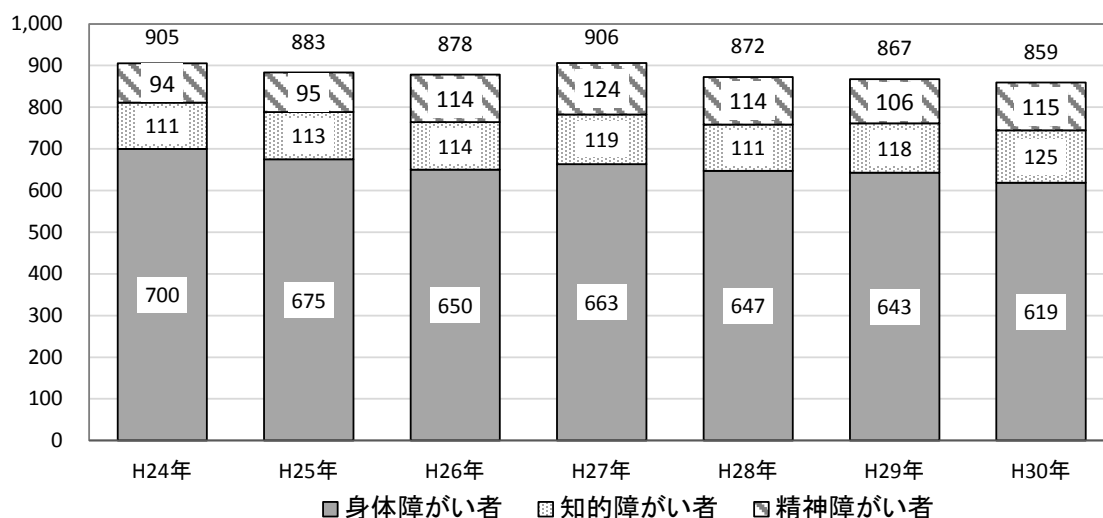
(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
合 計	905	883	878	906	872	867	859
身体障がい者	700	675	650	663	647	643	619
18 歳未満	4	5	3	6	6	7	7
18 歳以上	696	670	647	657	641	636	612
知的障がい者	111	113	114	119	111	118	125
18 歳未満	25	27	23	24	24	24	24
18～64 歳	74	73	75	79	75	79	83
65 歳以上	12	13	16	16	12	15	18
精神障がい者	94	95	114	124	114	106	115
18～64 歳	82	81	96	104	96	88	93
65 歳以上	12	14	18	20	18	18	22

※各年4月1日現在

※資料 障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）

(人)



(2) 身体障がい者の状況

①障がい種類別の推移

身体障害者手帳所持者を障がい種類別でみると、「肢体不自由」が約60%で、「内部障がい」が20%前後でおおむね推移しています。

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、障がい種類別でもおおむね減少傾向になっていますが、「内部障がい」は平成26年から増加傾向にあり、平成30年は159人となっています。

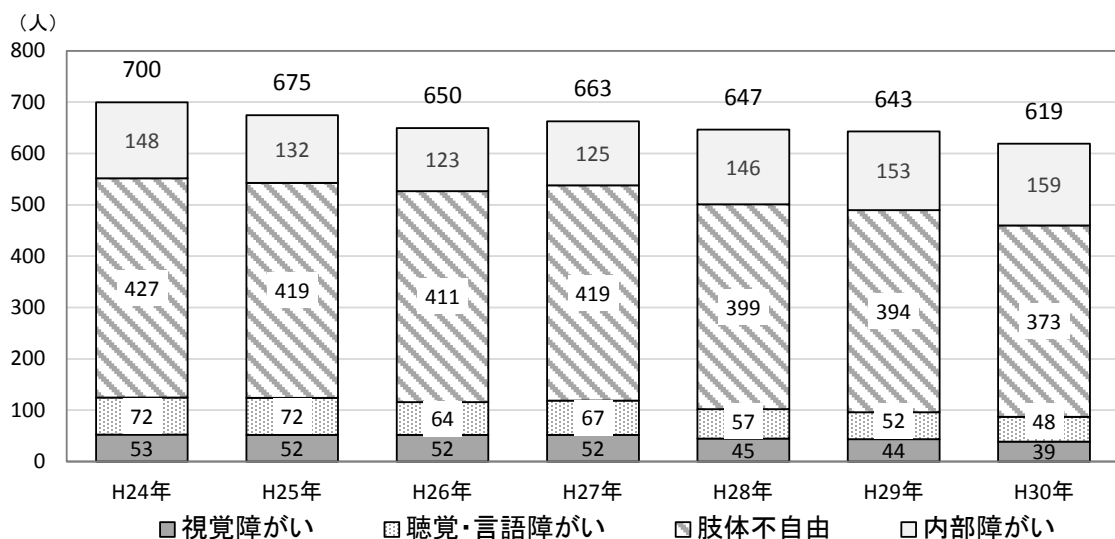
■身体障害者手帳所持者（障がい種類別）の推移

(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
視覚障がい	(6.5) 53	(6.5) 52	(6.5) 52	(6.5) 52	(7.0) 45	(6.8) 44	(6.3) 39
聴覚・ 言語障がい	(10.3) 72	(10.7) 72	(9.8) 64	(10.1) 67	(8.8) 57	(8.1) 52	(7.8) 48
肢体不自由	(61.0) 427	(62.0) 419	(63.3) 411	(63.2) 419	(61.7) 399	(61.3) 394	(60.3) 373
内部障がい	(21.1) 148	(19.6) 132	(18.9) 123	(18.9) 125	(22.6) 146	(23.8) 153	(25.7) 159
総 数	(100.0) 700	(100.0) 675	(100.0) 650	(100.0) 663	(100.0) 647	(100.0) 643	(100.0) 619

※各年4月1日現在、() 構成比 %

※資料 障害者手帳所持者数（俱知安町福祉医療課）



②等級別の推移

等級別でみると、「1 級」が最も多く、平成30年で204人、全体の33.0%を占めています。

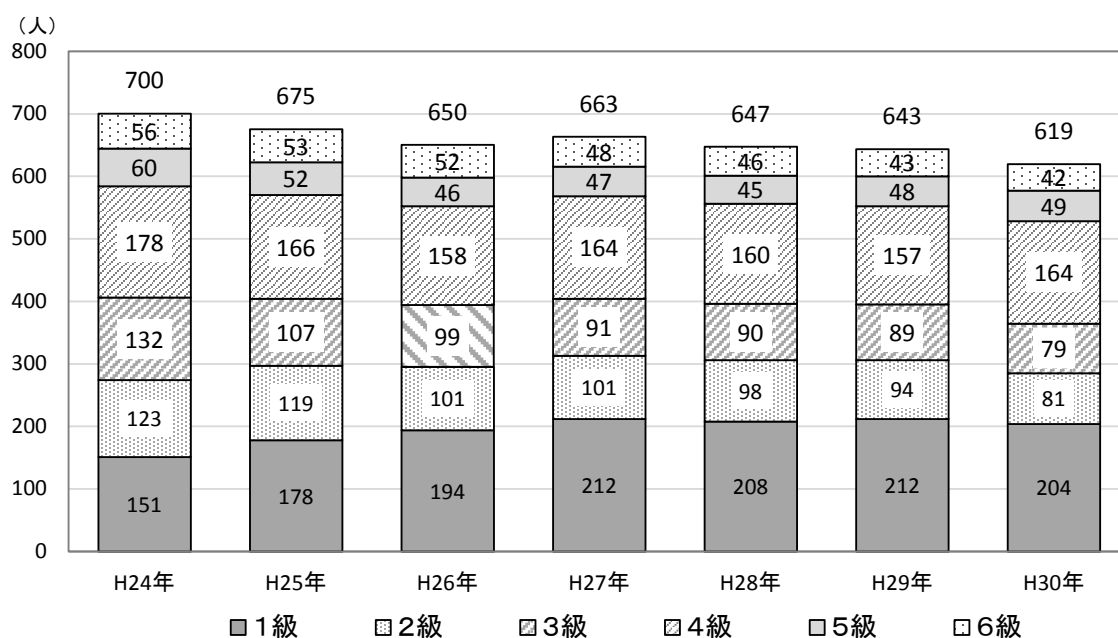
■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
1 級	(21.6) 151	(26.3) 178	(29.9) 194	(32.1) 212	(32.1) 208	(33.0) 212	(33.0) 204
2 級	(17.6) 123	(17.6) 119	(15.5) 101	(15.2) 101	(15.1) 98	(14.6) 94	(13.1) 81
3 級	(18.9) 132	(15.9) 107	(15.2) 107	(13.7) 99	(13.9) 90	(13.8) 89	(12.8) 79
4 級	(25.3) 178	(24.6) 166	(24.6) 158	(24.7) 164	(24.7) 160	(24.4) 157	(26.5) 164
5 級	(8.6) 60	(7.7) 52	(7.1) 46	(7.1) 47	(7.0) 45	(7.5) 48	(7.9) 49
6 級	(8.0) 56	(7.9) 53	(8.0) 52	(7.2) 48	(7.1) 46	(6.7) 43	(6.8) 42
総 数	(100.0) 700	(100.0) 675	(100.0) 650	(100.0) 663	(100.0) 647	(100.0) 643	(100.0) 619

※各年4月1日現在、() 構成比 %

※資料 障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者を程度別でみると、A（重度）はおおむね横ばいに推移していますが、B（軽度）は平成28年から増加しており、平成30年は81人となっています。

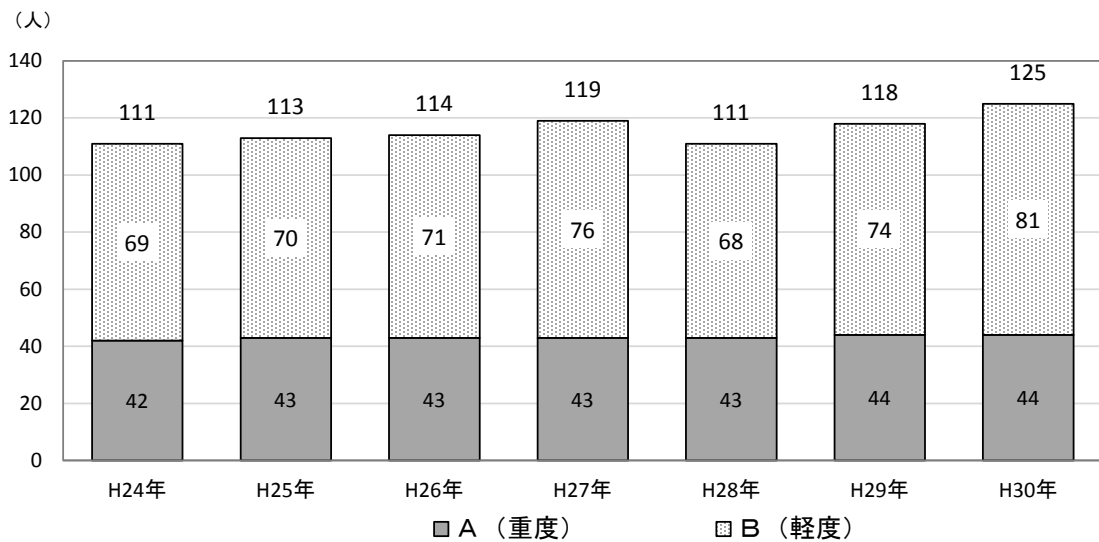
■療育手帳所持者（程度別）の推移

(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
A（重度）	(37.8) 42	(38.1) 43	(37.7) 43	(36.1) 43	(38.7) 43	(37.3) 44	(35.2) 44
B（軽度）	(62.2) 69	(61.9) 70	(62.3) 71	(63.9) 76	(61.3) 68	(62.7) 74	(64.8) 81
総 数	(100.0) 111	(100.0) 113	(100.0) 114	(100.0) 119	(100.0) 111	(100.0) 118	(100.0) 125

※各年4月1日現在、() 構成比 %

※資料 障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成27年から、公的負担を受けている通院患者は平成26年からそれぞれ減少が続いていましたが、平成30年は増加に転じています。

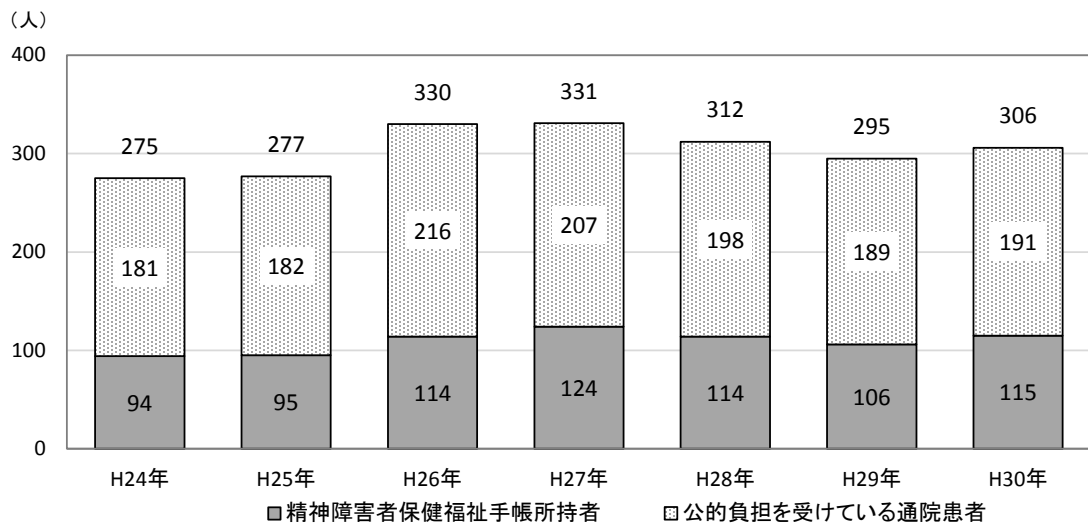
■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

(単位：人)

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
精神障害者保健福祉手帳所持者	94	95	114	124	114	106	115
公的負担を受けている通院患者	181	182	216	207	198	189	191

※各年4月1日現在

※資料 障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



(５) 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なりあっている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

(６) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識を持って支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(7) 難病

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

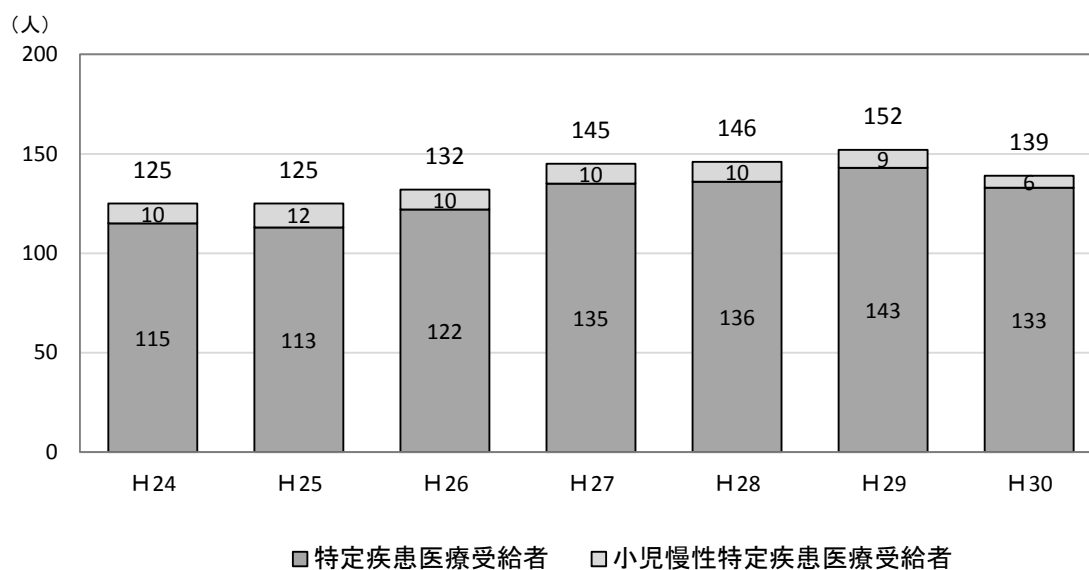
なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

■ 特定疾患医療受給者証所持者数と小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
特定疾患医療 受給者証所持者数	115	113	122	135	136	143	133
小児慢性特定疾患医療 受給者証所持者数	10	12	10	12	10	9	6

※各年4月1日現在



(8) 児童・生徒数

特別支援学級等の状況は次のとおりです。

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移

(単位：人)

区 分		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
小学校	施設数	5	5	5	5	5	5	5
	学級数	9	12	13	14	13	13	12
	児童数	14	15	20	22	19	24	23
中学校	施設数	2	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	3	3	4	3	3
	生徒数	7	11	12	12	12	7	7

※各年5月1日現在

※資料 倶知安町教育委員会

■倶知安町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移

(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
小樽聾学校	0	0	0	0	0	0	0
北海道高等聾学校	0	0	0	0	0	0	0
余市養護学校	7	5	3	1	1	2	2
余市養護学校 しりべし学園分校	0	0	0	0	0	0	0
札幌養護学校	0	0	0	0	1	2	2
小樽高等支援学校	0	0	0	0	2	2	3
札幌視覚支援学校	0	0	0	0	0	0	1

※各年5月1日現在

※資料 倶知安町教育委員会

■特別支援教育支援員の配置状況の推移

(単位：人)

区 分	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
小 学 校	4	8	9	8	10	10	10
中 学 校	1	2	2	2	2	2	2

※各年5月1日現在

※資料 倶知安町教育委員会

2 障がい者を取り巻く環境

(1) サービス事業者一覧表

●居宅サービス事業所

サービス内容	事業所名	備考（所在地）
居宅介護	倶知安町社会福祉協議会	倶知安町
居宅介護、移動支援	倶知安居宅介護ステーション つくしんぼ	倶知安町
	居宅サービスステーション あらた	倶知安町
行動援護、同行援護、 重度訪問介護	居宅サービスステーション あらた	倶知安町

●通所サービス事業所（就労支援A・B、放課後等デイなど）

サービス内容	事業所名	定員	備考（所在地）
自立訓練（生活訓練）	ワークステーション輝	6	倶知安町
就労移行支援	羊蹄セルブ	20	倶知安町
	障がい者就労支援事業所 ワークショップようてい	6	倶知安町
就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所 ありか	20	倶知安町
	羊蹄セルブ	20	倶知安町
	人と人をつなぐ 陽だまり	20	倶知安町
	障がい者就労支援事業所 ワークショップようてい	14	倶知安町
	ワークステーション輝	14	倶知安町
	愛和の里きもべつ（メープル）	15	倶知安町
児童発達支援	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	倶知安町
放課後等デイサービス	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	倶知安町
	児童ちゃれんじサポート さやえんどう	10	倶知安町

●相談支援事業所

サービス内容	事業所名	備考（所在地）
計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援、障害児相談支援	羊蹄山ろく相談支援センター	倶知安町

●地域活動支援センター

サービス内容	事業所名	定員	備考（所在地）
地域活動支援センター	地域活動支援センター「夢の匠」	10	倶知安町

●グループホーム

事業所名	住居名	定員	入居者数※ (H30年3月末現在)
グループホームよろこび	グループホームここに（精神）	4	20 (9) (90.9%)
	グループホームよろこび（精神）	6	
	グループホームまどか（精神）	4	
	グループホームえがお（精神）	4	
	グループホームしずく（精神）	4	
つくしホーム	そら・かぜ（共生型・身体・精神・知的）	10	18 (3) (90.0%)
	ゆめ（身体・精神・知的）	5	
	ほし（身体・精神・知的）	5	
くら～す	あゆむ（知的）	4	14 (3) (100%)
	のぞみ（知的）	4	
	北斗（知的）	6	

※カッコ内は俱知安町支給決定者数と全体稼働率

●福祉ホーム

サービス内容	事業所名	定数	入居者数 (H30年3月末現在)
福祉ホーム	羊蹄	10	9

●社会福祉生活支援施設ハウス

サービス内容	事業所名	定数	入居者数※ (H30年3月末現在)
社会福祉生活支援施設ハウス	「和」なごみ	5	0

※職員配置の関係で現在は受け入れが難しい状況。

（２）当事者団体・ボランティア団体の活動状況

俱知安町社会福祉協議会にボランティア登録している団体が16団体ありますが、そのうち、障がい者のために活動しているのは1団体です。

それぞれの会の目的に沿って活動していますが、ふれあい広場くっちゃん福祉まつりには、多くのボランティア団体が参加してこのイベントを盛り上げています。

H31年3月末現在、当事者団体及びボランティア団体の活動状況は次の表のとおりです。

団体名	主な活動内容
俱知安手話サークル	手話技術によるろうあ者世帯の援助活動 手話講習会開催によるろうあ者福祉活動

(3) 公共施設のバリアフリー化

町内の公共施設におけるバリアフリー化の状況は次のとおりです。

■ 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用 駐車場	スロープ (出入り口)	車椅子	障がい者 対応トイレ	エレベーター	手すり (階段)
役場	○	○	×	○	×	×
文化福祉センター	×	×	×	×	×	×
世代交流センター 学校給食センター	×	×	×	×	×	×
絵本館	×	△	×	×	×	○
保健福祉会館	×	△	○	○	×	○
倶知安保育所ぬくぬく	○	○	×	○	—	—
総合体育館	×	○	○	○	×	×
小川原脩記念美術館	○	—	○	○	×	×
倶知安風土館	○	○	○	○	○	○
雪んこ館	×	○	×	○	×	○
町営プール	×	○	×	○	×	×
サンスポーツランド	×	○	×	○	×	×
倶知安斎場	○	—	×	○	×	×
北・南児童館	×	×	×	×	×	×
後志労働福祉センター	×	○	×	×	×	×
倶知安郵便局	×	○	×	△	×	×
倶知安小学校	×	○	○	○	×	×
北陽小学校	○	○	○	○	○	×
東・西小学校、樺山分校	×	×	×	×	×	×
倶知安中学校	×	○	○	○	○	×

※凡例 ○：障がい者対応、×：対応、△：一部対応ないし他の代替手段あり、—：施設・高低差なし
※平成 30 年 4 月 1 日現在



3 アンケート調査結果

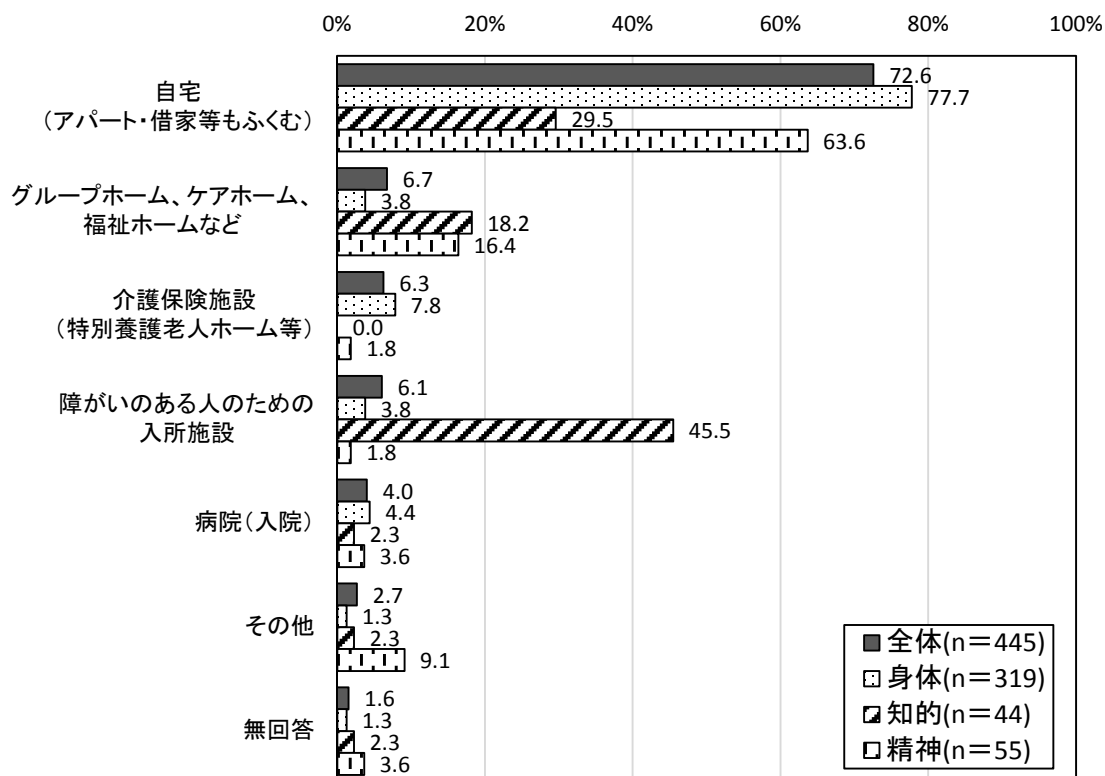
(1) アンケート調査の概要

	障がい者アンケート調査	障がい児アンケート調査
対象者	町内に在住で18歳以上の 障害者手帳所持者	町内に在住で18歳未満の 障害者手帳所持者の保護者
調査時期	平成30年8月～9月	平成30年8月～9月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）	郵送法（郵送による配布・回収）
配布数	847	26
有効回収数	445	12
有効回収率	52.5%	46.2%

(2) アンケート調査結果（18歳以上）の概要

①暮らしている場所

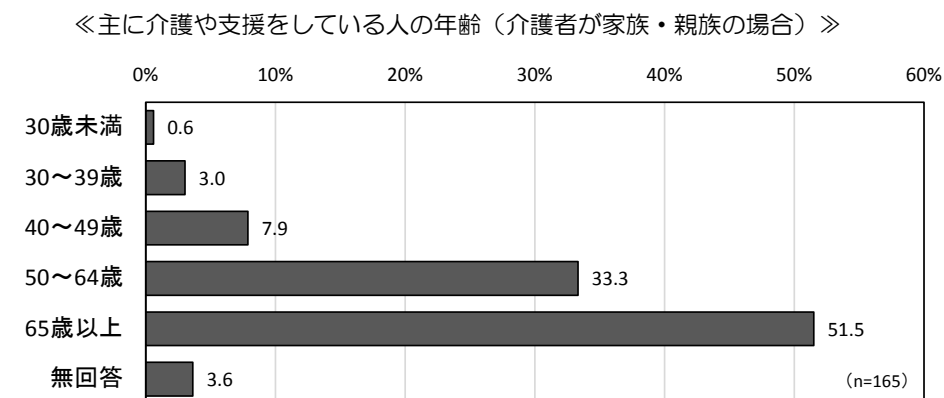
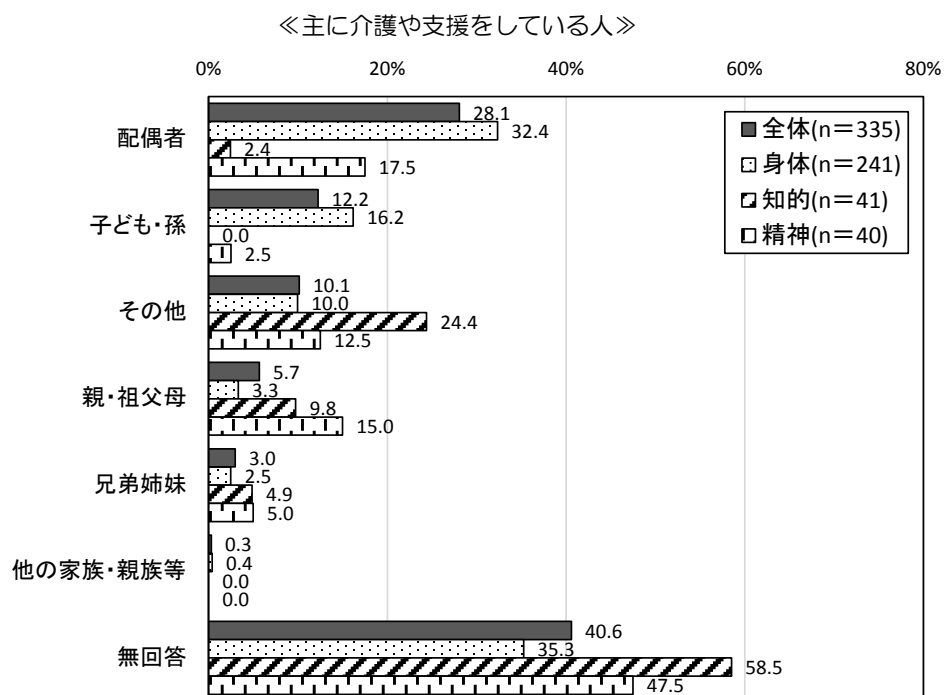
身体障がいと精神障がいは「自宅」、知的障がいは「障がいのある人のための入所施設」がそれぞれ最も多くなっています。また、知的障がいは「自宅」が29.5%で、他の障がい種別と比べて割合が低くなっています。



②主に介護や支援をしている人とその年齢

主に介護や支援をしている人は、身体障がいと精神障がいは「配偶者」が、知的障がいは「その他」がそれぞれ最も多くなっています。

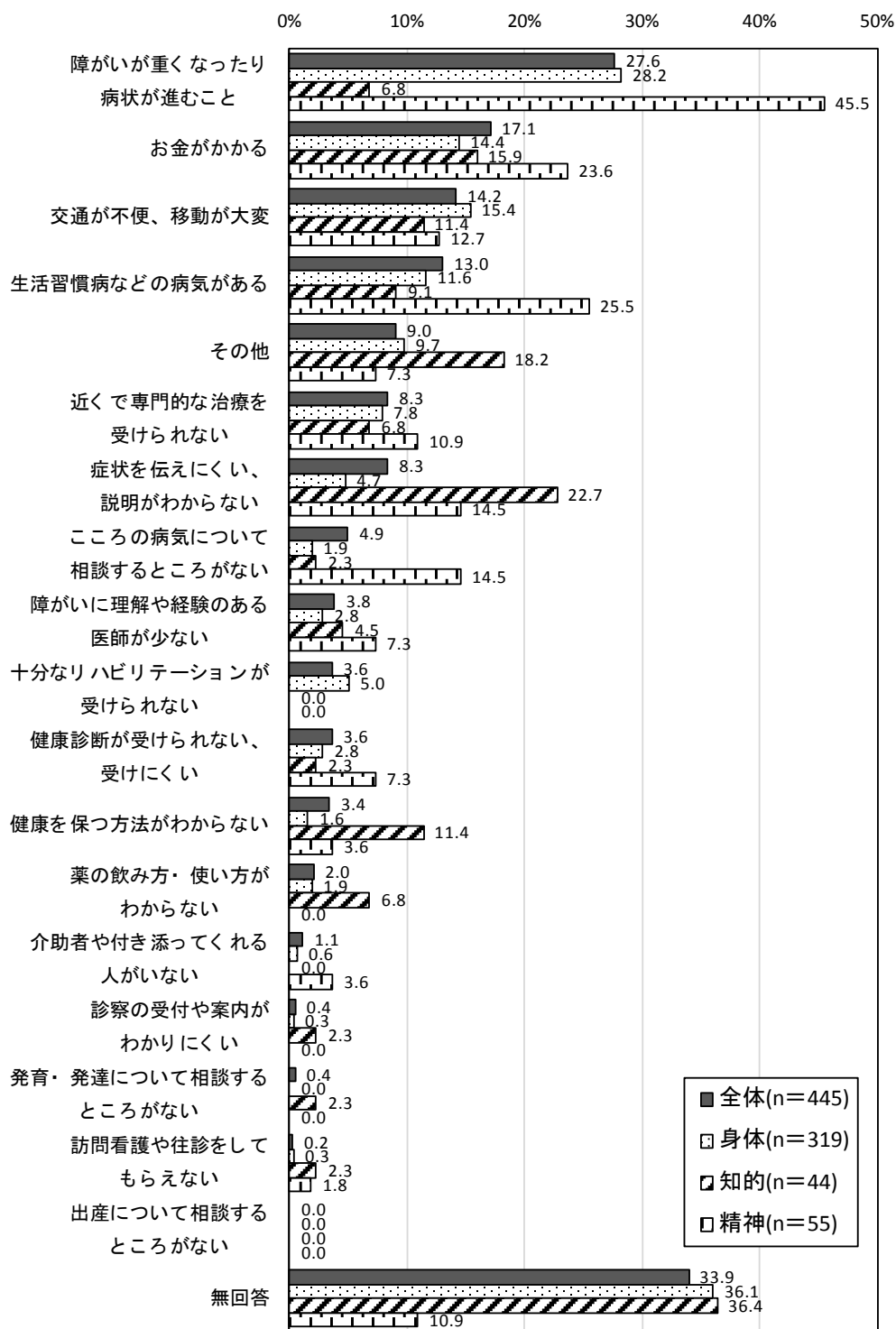
介護者が家族・親族の場合のその年齢は、65歳以上が51.5%となっており、介護者の高齢化が懸念されます。



③保健・医療面で不安に思ったり困っていること

全体では、「障がいが重くなったり病状が進むこと」が27.6%で最も多く、次いで「お金がかかる」(17.1%)、「交通が不便、移動が大変」(14.2%)と続いています。

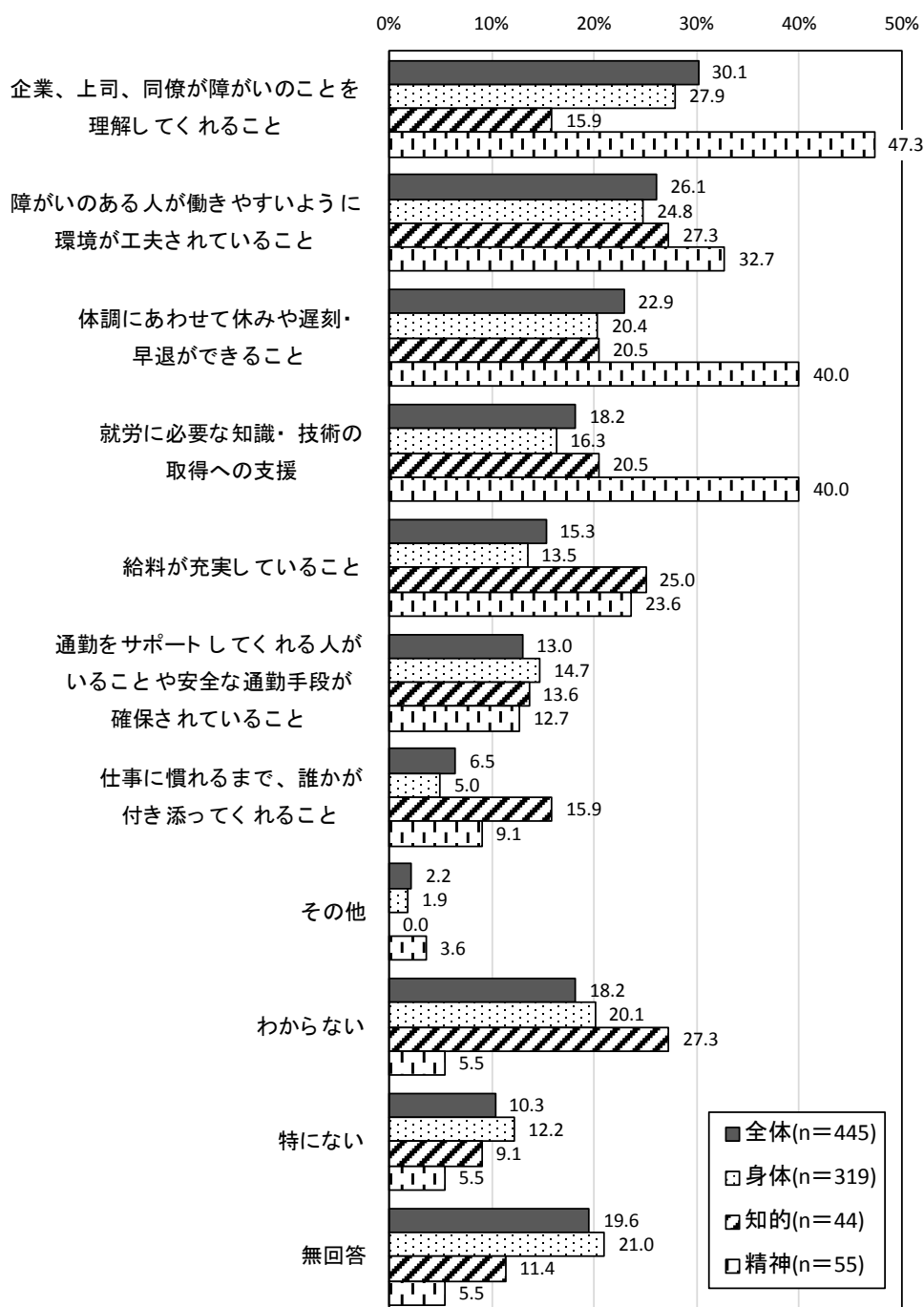
障がい種類別でみると、精神障がいでは「障がいが重くなったり病状が進むこと」が45.5%で、他の障がい種別と比べて割合が非常に高くなっています。



④障がい者が働くために必要なこと

全体では、「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が30.1%で最も多く、次いで「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」（26.1%）と続いています。

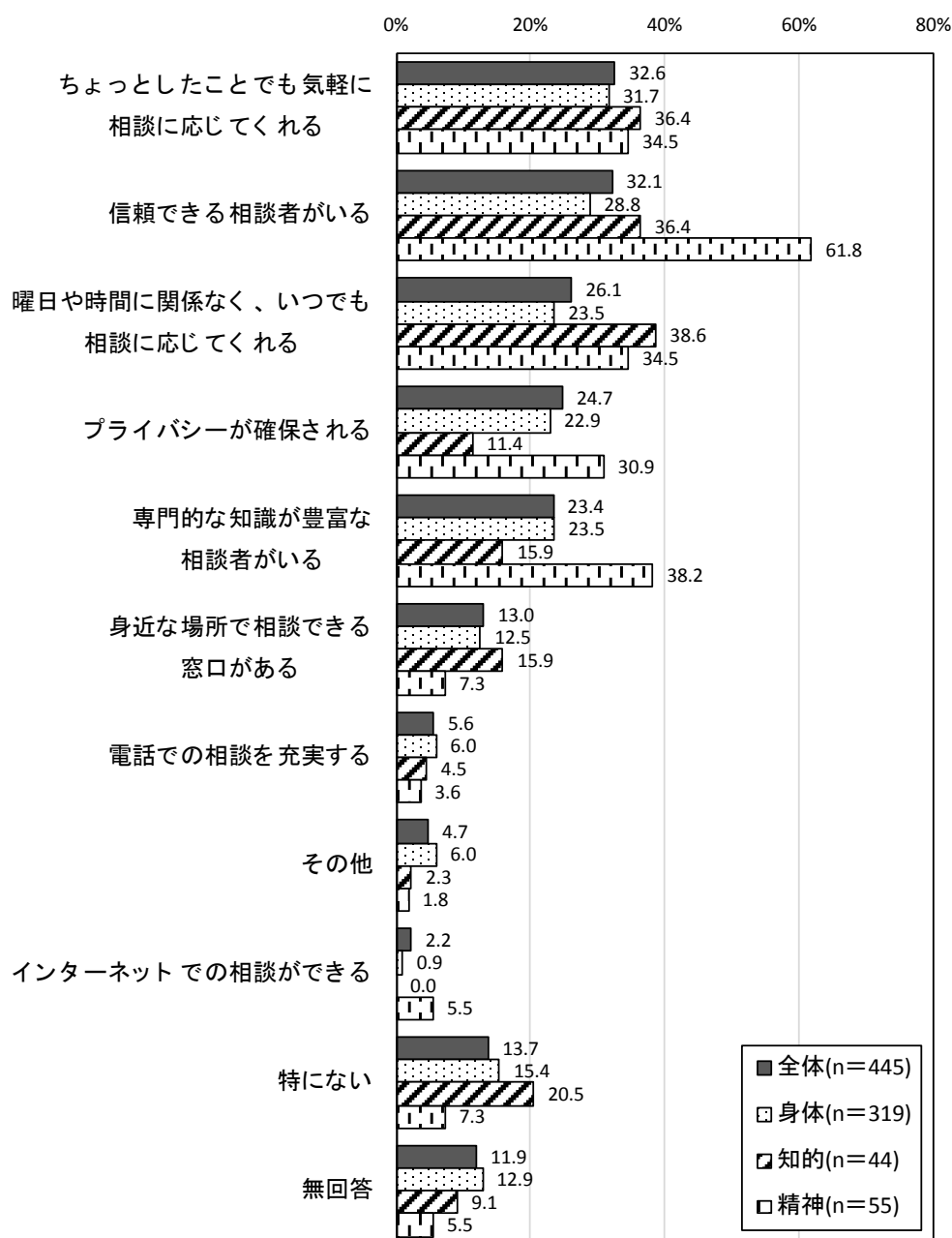
障がい種類別でみると、身体障がいと精神障がいでは「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が、知的障がいでは「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」が最も高くなっています。



⑤相談しやすい体制づくりに必要なこと

全体では、「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」が32.6%で最も多く、次いで「信頼できる相談者がいる」（32.1%）、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」（26.1%）と続いています。

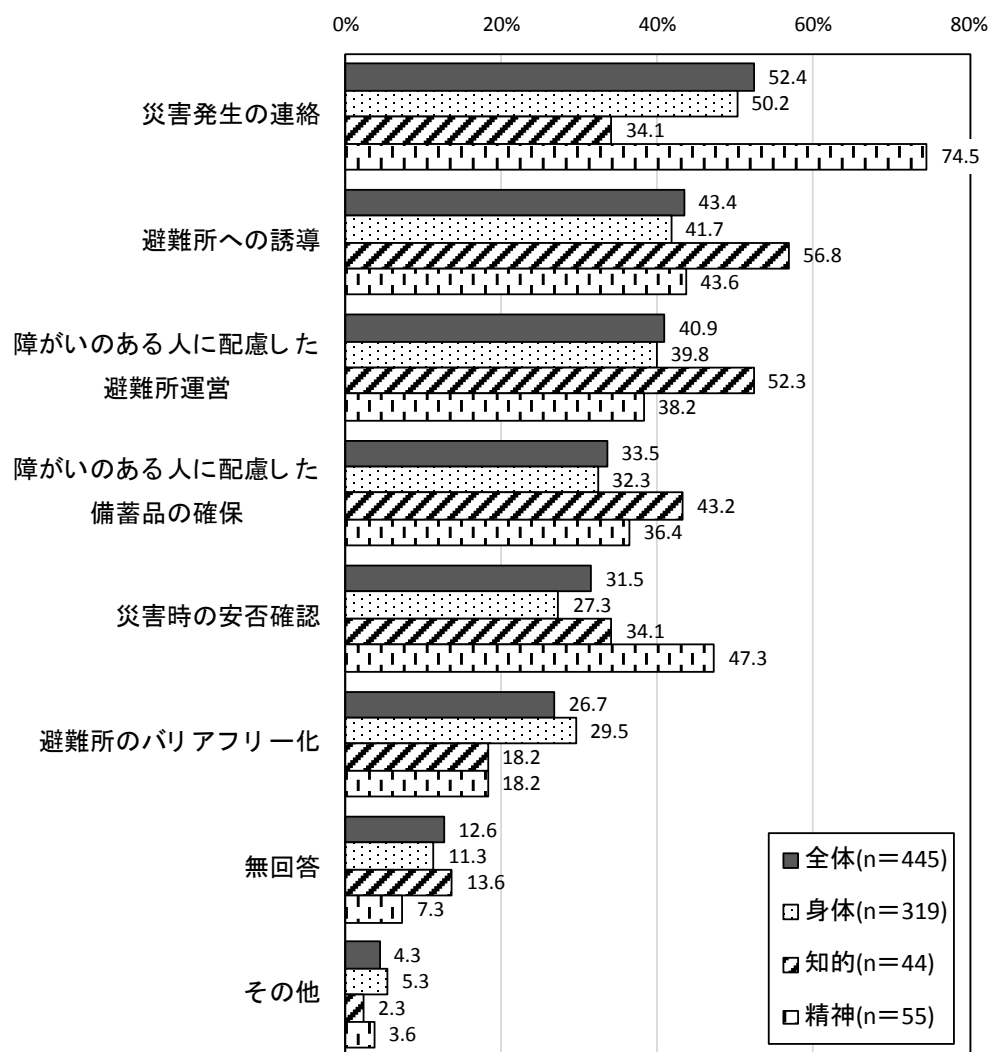
障がい種類別でみると、身体障がいでは「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」が、知的障がいでは「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」が、精神障がいでは「信頼できる相談者がいる」がそれぞれ最も多くなっています。



⑥防災に向けた支援体制に対する要望

全体では、「災害発生の連絡」が52.4%で最も多く、次いで「避難所への誘導」(43.4%)、「障がいのある人に配慮した避難所運営」(40.9%)と続いています。

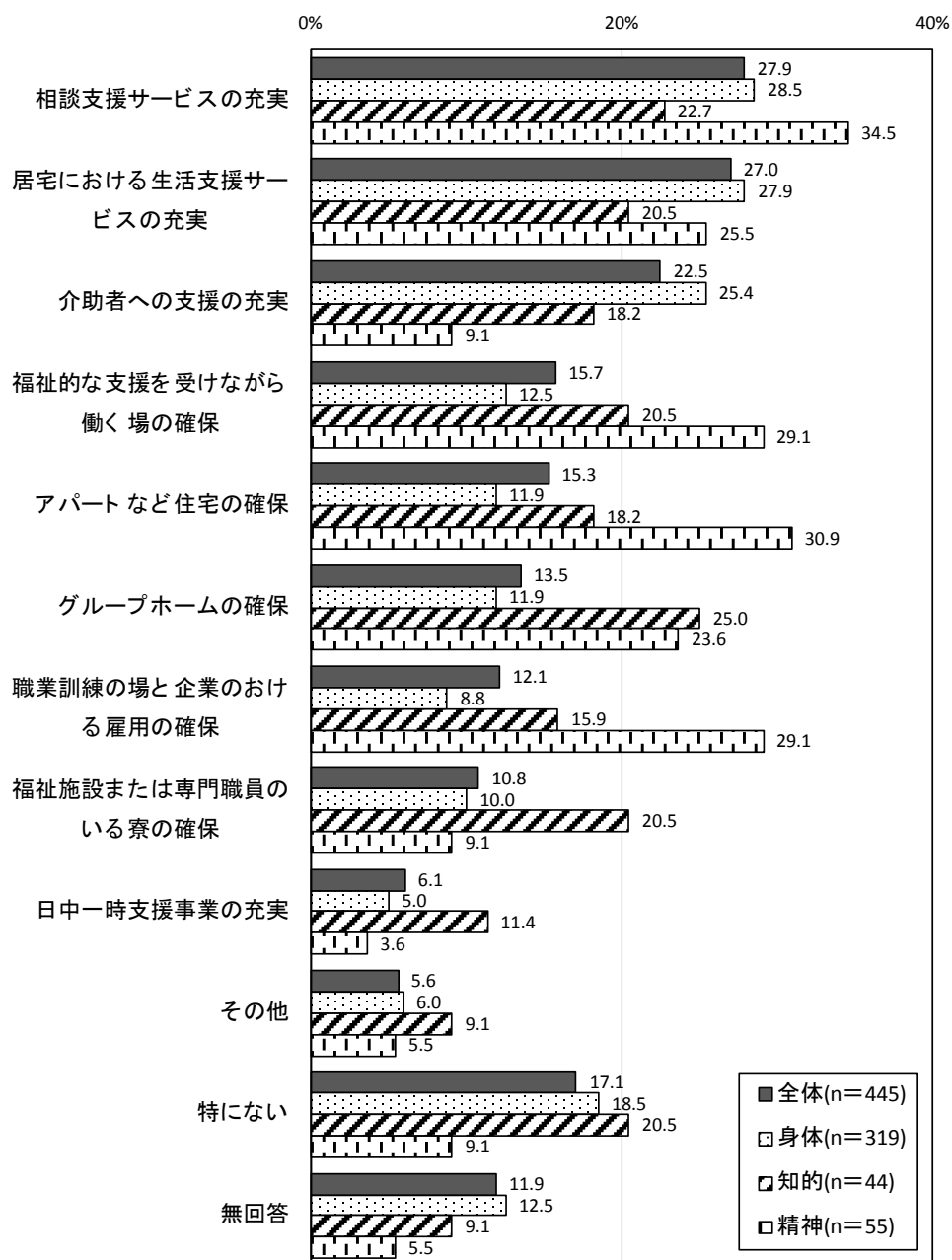
障がい種類別でみると、身体障がいと精神障がいでは「災害発生の連絡」が、知的障がいでは「避難所への誘導」がそれぞれ最も多くなっています。



⑦在宅での生活や在宅生活に移行するために必要なこと

全体では、「相談支援サービスの充実」が27.9%で最も多く、次いで「居宅における生活支援サービスの充実」（27.0%）と続いています。

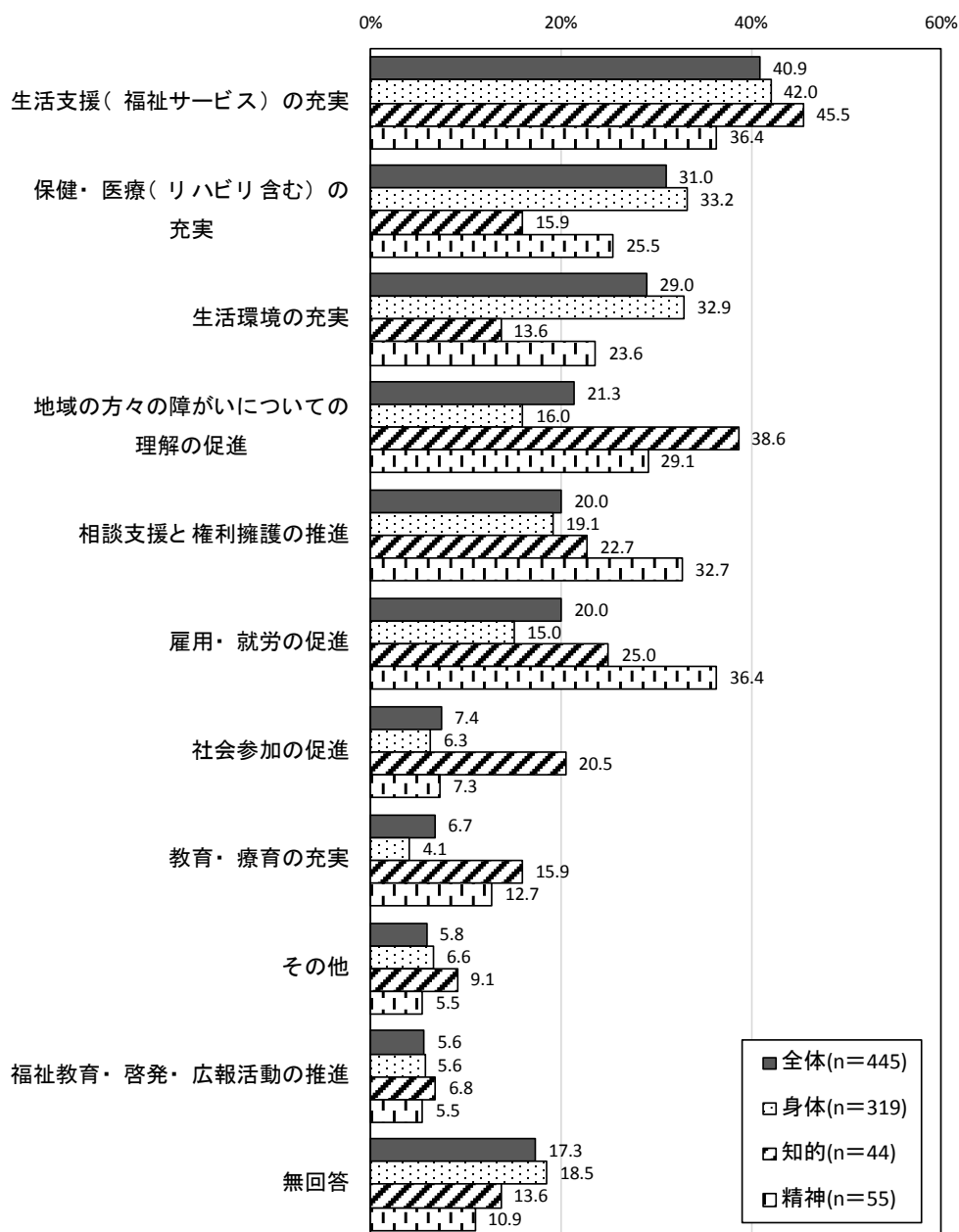
障がい種類別でみると、身体障がいと精神障がいでは「相談支援サービスの充実」が、知的障がいでは「グループホームの確保」がそれぞれ最も多くなっています。



⑧障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいこと

全体では、「生活支援（福祉サービス）の充実」が40.9%で最も多く、次いで「保健・医療（リハビリ含む）の充実」（31.0%）、「生活環境の充実」（29.0%）と続いています。

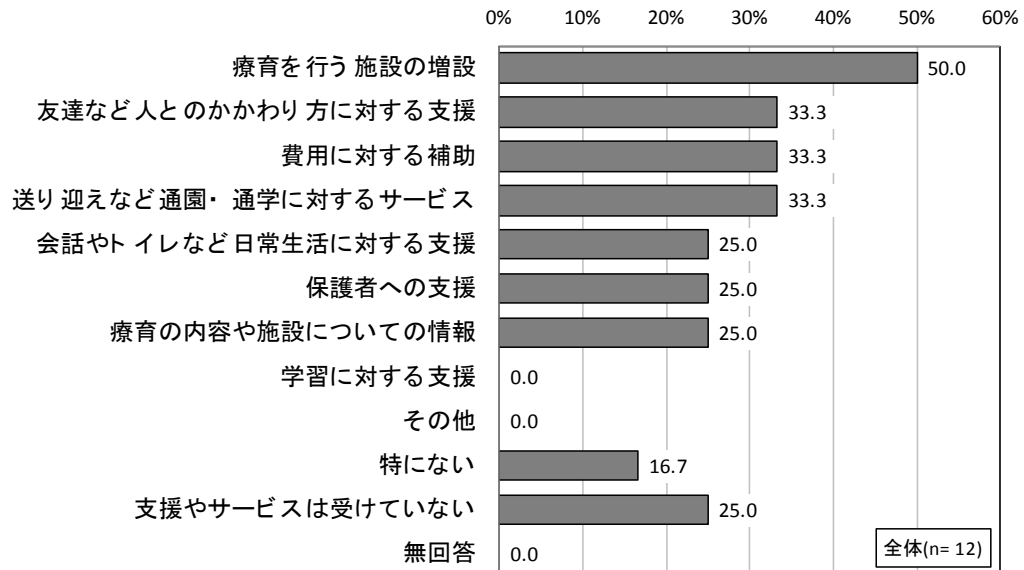
障がい種類別でも、すべての障がい種別で「生活支援（福祉サービス）の充実」が最も多くなっています。また、精神障がいでは「雇用・就労の促進」が36.4%で、他の障がい種別と比べて割合が高くなっています。



(3) アンケート調査結果(18歳未満)の概要

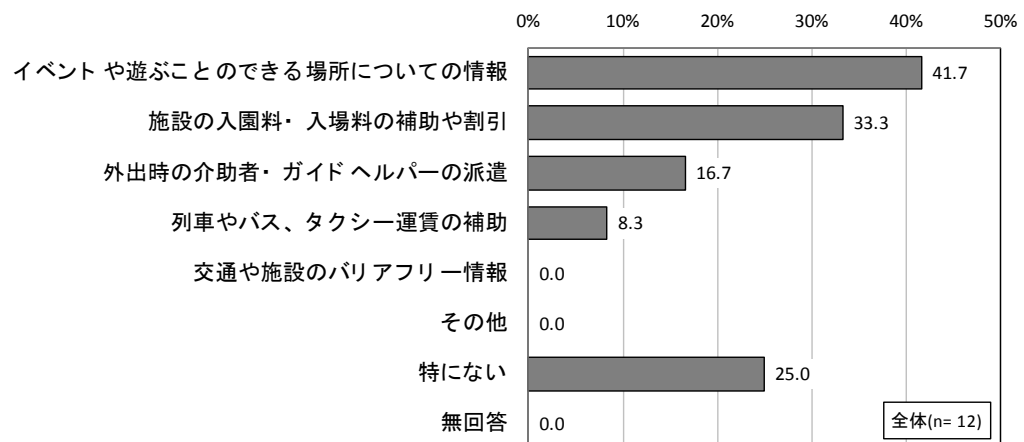
①療育や支援でさらに充実させるべきこと

「療育を行う施設の増設」が50.0%で最も多く、次いで「友達などのかかわり方に対する支援」、「費用に対する補助」、「送り迎えなど通園・通学に対するサービス」（ともに33.3%）と続いています。



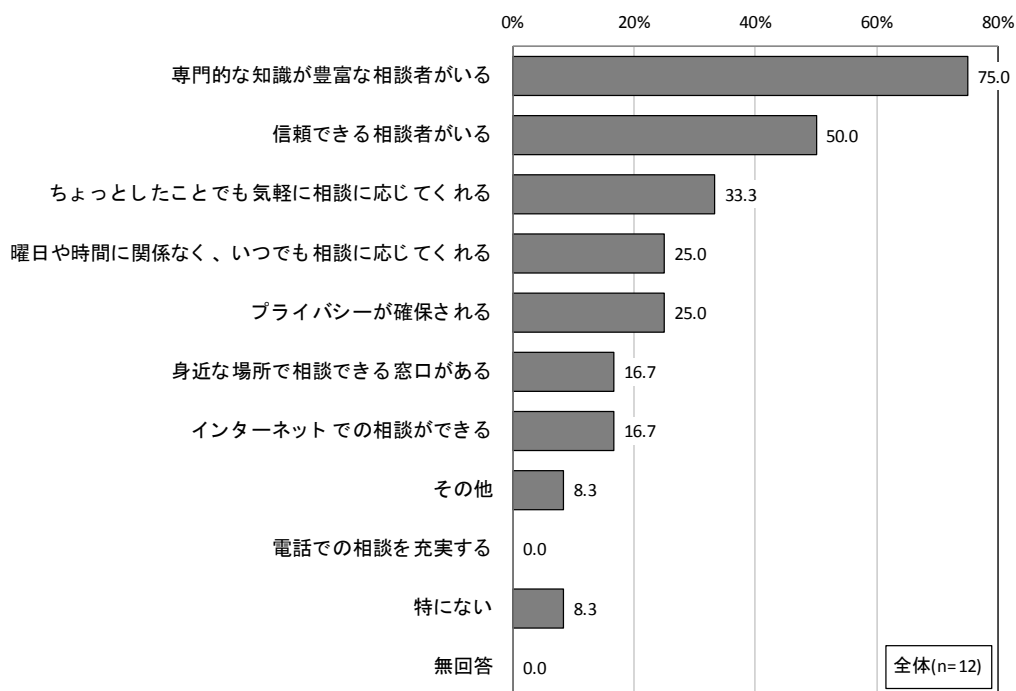
②外出時するときにあるとよい支援やサービス

「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」が41.7%で最も多く、次いで「施設の入園料・入場料の補助や割引」（33.3%）、「外出時の介助者・ガイドヘルパーの派遣」（16.7%）と続いています。



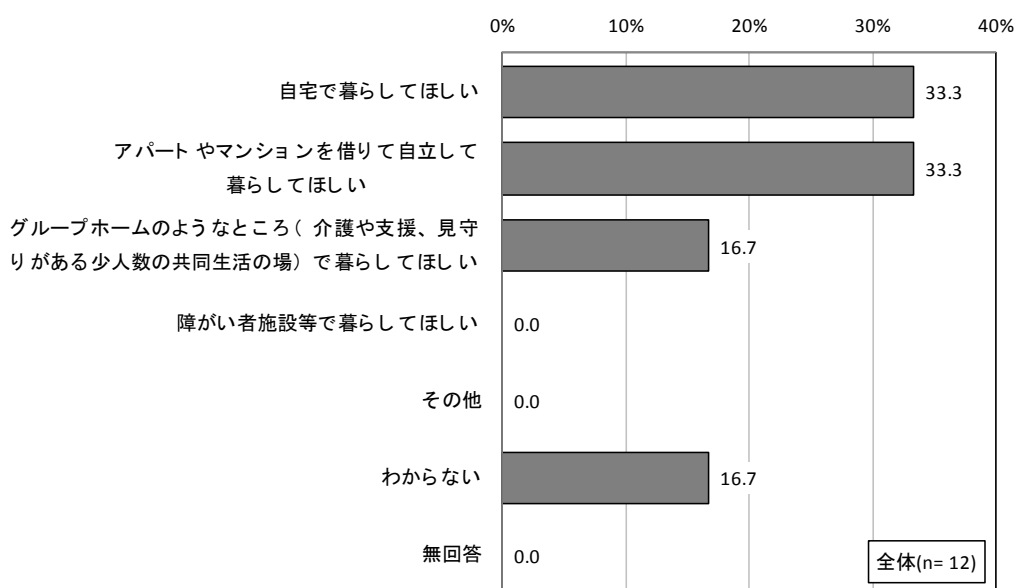
③相談しやすい体制をつくるために必要なこと

「専門的な知識が豊富な相談者がいる」が最も多く75.0%を占めており、次いで「信頼できる相談者がいる」（50.0%）と続いています。



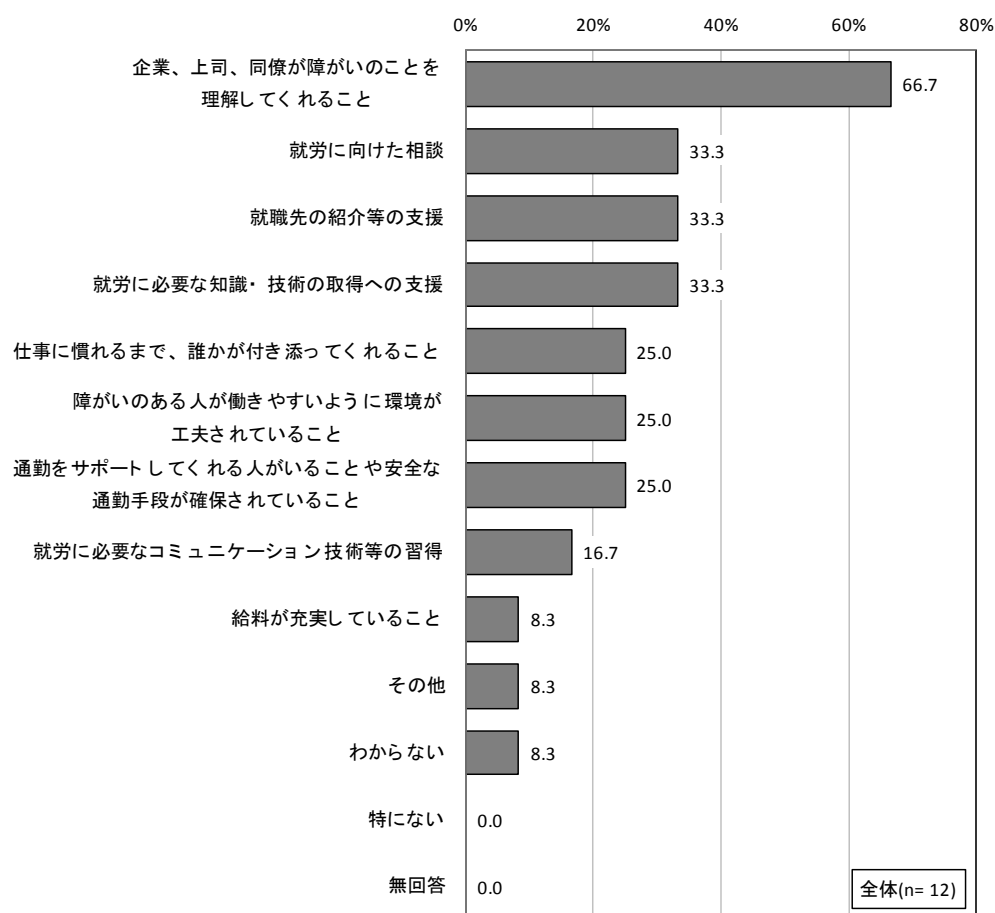
④将来、どのように暮らしてほしいか

「自宅で暮らしてほしい」と「アパートやマンションを借りて自立して暮らしてほしい」がともに33.3%で上位回答となっています。



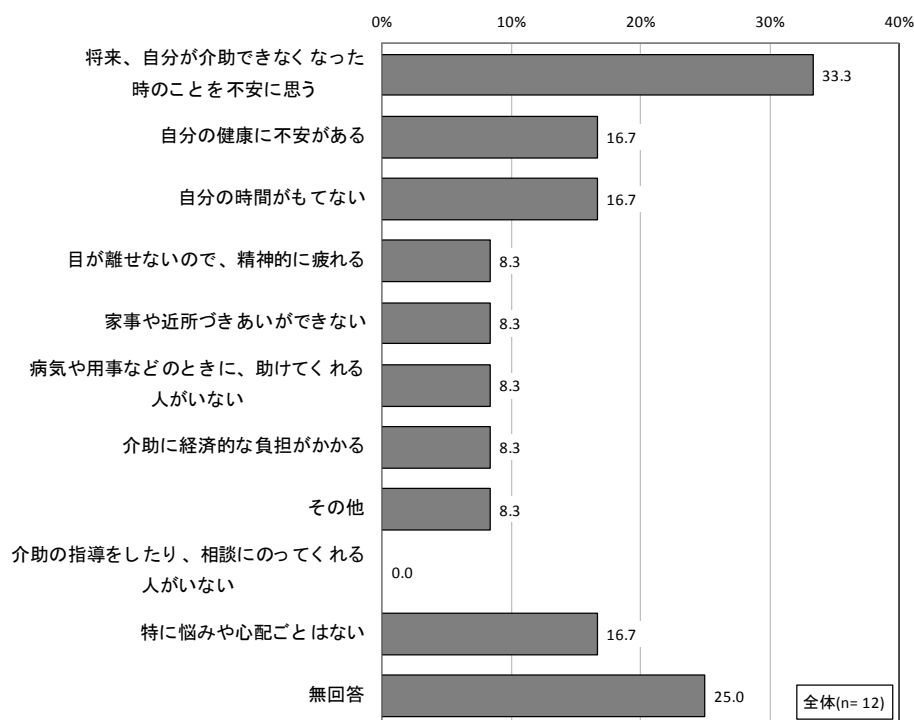
⑤将来、仕事に就くために重要だと思うこと

「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が最も多く66.7%を占めており、次いで「就労に向けた相談」、「就職先の紹介等の支援」、「就労に必要な知識・技術の取得への支援」（ともに33.3%）と続いています。



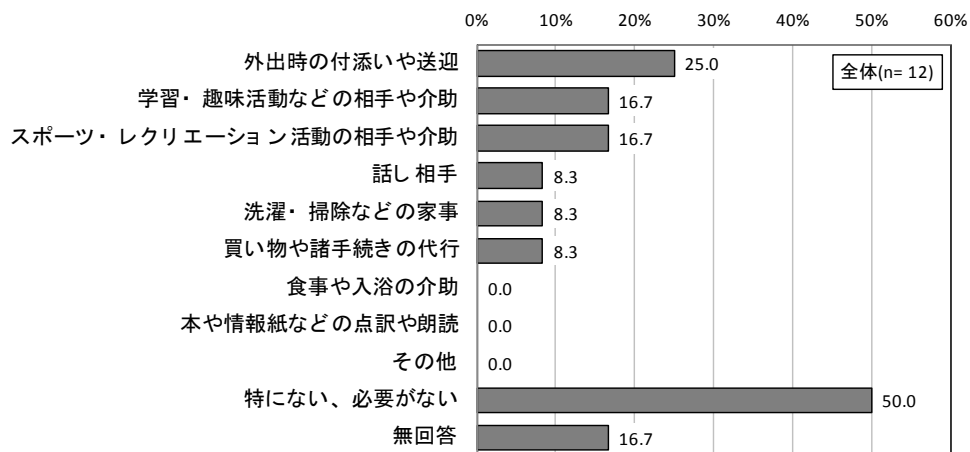
⑥介助での悩みや心配ごと

「将来、自分が介助できなくなった時のことを不安に思う」が33.3%で最も多く、次いで「自分の健康に不安がある」、「自分の時間がもてない」（ともに16.7%）と続いています。



⑦他の人に介助を代わってもらえると助かること

「特にない、必要がない」が50.0%で最も多くなっていますが、助かることの中でみると、「外出時の付添いや送迎」、「学習・趣味活動などの相手や介助」、「スポーツ・レクリエーション活動の相手や介助」が上位回答となっています。



4 第2次障がい者計画のふりかえり

(1) 地域における生活支援

①相談支援と情報の提供

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 相談支援体制の整備	○羊蹄山ろく相談支援センターを中心として、福祉事業所と連携を図りながら相談支援を実施しています。 ○相談窓口一本化は実施していないが、主に保健福祉会館及び羊蹄山ろく相談支援センターの2か所で相談を受け付け、相談内容に応じて担当部署へとつなぐ仕組みとしています。 ○羊蹄山ろく地域自立支援協議会を毎月開催し、行政や福祉事業所との情報共有やケース検討会議を行ってきました。
2) 情報提供等の充実	○町広報誌及び町ホームページに基本的な情報を掲載しているものの、障がいに関する理解促進を図る内容や法改正等の情報提供はできていません。

②保健・医療等の充実

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 障害の原因となる疾病等の予防	○妊婦健診及び産婦新生児乳児訪問は100%の実施率となっています。発達に心配のある児に関して、保健師等が関係機関と連携し、必要な支援につながるように活動してきました。
2) 適切な保健・医療の提供	○更生医療や育成医療の給付手続きを受け付けるとともに、支給判定では北海道立心身障害者総合相談所や医療機関等との連携により支給判定を行ってきました。 ○しりべし圏域総合支援センターの精神障がい者地域生活支援事業を活用してピアサポーターの派遣を受けることにより、精神障がい者が地域に移行、定着するための支援を行ってきました。 このことにより、精神科病棟長期入院者数の削減や、症状とは別に環境等の要因により、入院を余儀なくされている患者数を軽減することによって、医療費の抑制にもつながっています。 また、以前に同様な疾患や症状で、就労等が困難であった支援者側の、就労の場や社会的役割を創出しています。

③生活支援の充実

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 在宅生活への支援	○「居宅サービスステーション あらた」にて、重度訪問介護、行動援護、同行援護が提供開始されました。 ○短期入所に関して、事前申し込みにはある程度対応できていますが、突発的な利用の際の受け入れ態勢がまだ整っていません。
2) 居住の場の確保	○平成 26 年 3 月時点でのグループホームの定員の総数は、43 人でしたが、現在は 56 人に増加しました。またグループホームの平成 29 年度末の稼働率は全体で 94.6%となっています。 ○空き家を含め、町内における住居の確保が難しい状況にあり、グループホームの不足に対応しきれていないのが現状です。
3) 施設の有効活用とサービスの充実	○施設サービスの質の向上に関して、町として積極的な支援は実施できませんでした。
4) 外出や移動の支援	○福祉ハイヤー・バス利用助成制度を継続してきました。 ○地域生活支援事業の移動支援事業において、平成 29 年度は利用者数 23 名、利用量として 767 時間／年の実績となりました。

(2) 自立と社会参加の促進

①教育・療育の充実

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 療育・発達支援体制の充実	○羊蹄山ろく児童デイサービスセンターとの連携により、地域療育の充実に努めてきました。 ○発達に心配のある児については、保健師、医療機関、発達支援センター、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等の関係機関の間で、保護者も交えながら連携を図り、必要な支援を行ってきました。
2) 教育の充実	○幼児期から学齢期への移行期についても、教育支援委員会や就学指導委員会等をはじめ関係機関が連携を図ってきました。 ○平成 28 年から特別支援教育支援員を 8 人から 10 人に増員しています。 ○平成 30 年度から教育委員会に教育支援コーディネーターが配置されました。

②雇用・就労の推進

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 日中活動の場の確保	○就労継続支援B型事業所の「ワークステーション輝」で定員が8人から14人に増え、合計で103人の受け入れ体制が整備されています。
2) 雇用・就労の促進	○就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労へ移行した人数は1名となっています。 ○平成30年6月時点の役場における障がい者の雇用率は4.68%で法定雇用率の2.5%を上回っています。 ○物品の優先調達に関して、平成26年度に給食センターへの納豆の調達実績がありましたが、現在は実績がない状況です。

③社会参加の促進

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 社会参加の促進	○福祉サービス事業者によるイベントや社会福祉協議会の交流イベントの開催を支援してきました。
2) 移動・コミュニケーションに関する支援	○行動援護を含めその人の障がいの特性に合わせたサービスを提供できていますが、職員確保の厳しさから新規の受け入れが困難になりつつあります。 ○社会福祉協議会に委託し、平成26年度から手話奉仕員養成講座を実施してきました。 ○北海道ろうあ連盟と派遣契約を結び、聴覚障がいを持つ方へのコミュニケーション支援に努めてきました。
3) スポーツ・文化活動等の振興	○平成28年9月に倶知安町では16年ぶりとなる「第46回後志身体障害者スポーツ大会」が開催され、倶知安町身体障害者福祉協会28名を含む後志管内17町村から総勢300名が参加しました。
4) 障害者団体の活動支援	○必要に応じて障害者団体の案内を行ってきましたが、積極的な支援は実施できませんでした。
5) ボランティアとの連携	○社会福祉協議会のボランティアセンター事業により、ボランティア団体の活動活性化を推進し、現在は13団体が登録しています。また、ボランティア協力校の指定を通じて、学校におけるボランティア活動を推進しています。

(3) ともに支え合う共生のまちづくり

①権利擁護の推進

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 権利擁護の推進	○社会福祉協議会により成年後見制度利用支援事業を実施し、平成28年度に1名が制度を利用しました。 ○福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理など、日常生活自立支援事業の業務の一部を平成27年度より社会福祉協議会が実施しています。
2) 差別及び虐待防止のための取組の推進	○虐待の相談を随時受け付け、本人の了解を得た上で関係機関との情報共有や早期発見に努めてきました。

②ともに支え合うまちづくり

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 理解と交流の促進	○年に1回、社会福祉協議会主催で「ふれあい広場 くっちゃん福祉まつり」を開催し、障がいに対する理解や交流の促進に努めてきました。
2) 心のバリアフリーの促進	○社会福祉協議会の主催により、福祉フォーラムを毎年開催してきました。
3) 地域における福祉活動の推進	○社会福祉協議会により、町内会や地域コミュニティの団体による「ふれあいサロン」の開設を支援してきました。

③生活環境の充実

施策分類	計画期間の主な実施状況
1) 福祉のまちづくり	○社会福祉協議会により、地域福祉モデル事業を推進し、地域福祉モデルコミュニティ助成を10地区に対して行いました。
2) 居住環境の整備・改善	○地域生活支援事業において居宅生活動作補助用具（住宅改修）の事業を行っていますが、利用実績はありませんでした。
3) 移動・交通のバリアフリーの促進	○平成29年3月31日現在、ニセコバス（株）のノンステップバスは2台です。
4) 防災・防犯対策の推進	○障害者手帳を所持している方は災害時要配慮者名簿として整備しています。また、身体障がい者1・2級、知的障がい者A判定、精神障がい者1級の方は避難行動要支援者として名簿に登録し、可能な範囲で避難支援を受けられるように体制を整備してきました。 ○福祉避難所として保健福祉会館が指定されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、当町はすべての障がい者の自立と社会参加をめざすとともに、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もが地域の中で生き生きと暮らせるまちづくりをめざしてきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がい者福祉における「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者にとって住みよいまちはすべての人にとって住みよいまちであるという考え方を基本に据え、障がいのある人にもない人もともに住みよいまち、障がい者が地域で自立した生活ができるまちづくりを進めるよう、前計画の基本理念を踏襲し、その実現をめざします。

－ 基本理念 －

ともに生きる自立支援の社会づくり

2 基本目標

(1) 地域における生活支援の充実

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するためには、障がい者の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実が必要です。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、地域での住まいや介護の担い手となる人材の確保に努め、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 自立と社会参加の促進

障がい者が、自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じて、地域での就労・雇用の場をいかに確保していくかなど就労支援を促進するとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がい者の社会参加を促進していきます。

そのために、障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、改善することを考えていきます。

(3) ともに支え合う共生のまちづくり

障がいの有無や程度にかかわらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、誰もが誇りと尊厳をもって、社会を構成する一員として暮らす共生社会（ともに生きる社会）をめざします。

このような社会を実現するためには、市民のみんなが障がい者を取り巻く状況や障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識を持つことが必要です。

障がい者に優しい社会は誰もが暮らしやすい社会であるとの認識を深めるために、障がい者との交流の場を積極的に設けていきます。

3 施策の体系

基本目標	大項目	中項目
1. 地域における生活支援の充実	(1) 相談支援と情報の提供	①相談支援体制の整備
		②情報提供等の充実
	(2) 保健・医療の充実	①障がいの原因となる疾病等の予防
		②適切な保健・医療の提供
	(3) 生活支援の充実	①在宅生活への支援
		②居住の場の確保
		③サービスの質の向上
		④外出や移動の支援
2. 自立と社会参加の促進	(1) 教育・療育の充実	①療育・発達支援体制の充実
		②教育の充実
	(2) 雇用・就労の推進	①障がい者雇用の普及と啓発
		②福祉的就労の促進
		③障がい者雇用の促進
	(3) スポーツ・文化活動の促進	①スポーツ・レクリエーション活動の促進
		②芸術・文化活動の促進
		③コミュニケーション支援の充実
3. ともに支え合う共生のまちづくり	(1) 権利擁護の推進	①権利擁護の推進
		②差別及び虐待防止のための取組の推進
	(2) とともに支え合うまちづくり	①理解と交流の促進
		②心のバリアフリーの促進
		③地域における福祉活動の推進
	(3) 生活環境の充実	①バリアフリーの推進
		②居住環境の整備・改善
		③防災・防犯対策の推進

第4章 施策の展開

1 地域における生活支援の充実

(1) 相談支援と情報の提供

現状と課題

平成20年度に羊蹄山麓7町村の連携により設置した「羊蹄山ろく相談支援センター」では、地域ならではの行政や福祉事業所との密度の高い連携を図りながら、羊蹄山麓7町村に在住する障がい者の多種多様な相談内容に対し、質の高い相談支援を行っています。

平成23年4月に設置した「羊蹄山ろく地域自立支援協議会」では、行政や福祉事業所との交流の場、ケース検討会議等の場として毎月開催されており、地域課題を共有する場として機能しています。

しかし、社会的問題でもある福祉人材不足により、専門性の高い職員の確保に苦慮している状況にあります。増加傾向にある相談件数に対して、いかに継続して質の高い相談支援の提供していくかが課題となっています。

①相談支援体制の整備

1) 羊蹄山麓7町村連携による相談支援体制

- 羊蹄山麓7町村の共同事業として行っている障がい者相談事業に関して、相談支援員の確保を推進するとともに、事業者と行政との連携を高めることによる密度の高い相談支援を今後も継続するよう努めます。
- サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。
- 障がい者の福祉に関する様々な問題について、地域生活への意向に向けた支援、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。
- 障がい者や家族等を支えるための相談事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画とともに進める協議の場として、地域自立支援協議会を今後も定期的を開催します。

2) 身近な相談支援体制の充実

- 障がいの状態や相談内容に応じた的確な対応を行えるよう、相談窓口と関係機関との間で情報共有を行うとともに、協力関係の維持向上及び連携強化を図ります。
- ケース会議や研修会への積極的な参加により担当者の資質向上を図るとともに、福祉分野全般の知識習得やスキル向上をめざします。
- 様々な分野の部署・機関との連携を強化するとともに事務フローの明確化を図り、スムーズかつ多面的な相談対応に努めます。
- 身体・知的障がい者相談員や地域の民生・児童委員との連携、地域包括支援センター等関係する各機関との連携を強化します。

②情報提供等の充実

1) 広報等による情報の提供

- 障がい者が必要なときに、必要な情報を分かりやすく得られるよう、しおりや町広報誌等により情報提供の充実やホームページへの掲載内容の充実に努めます。
- 社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がい者を支える人材の派遣を行います。

2) 情報バリアフリー化の促進

- ITの利用を促進するため、情報の提供、障がいに対応したパソコン機器の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。

3) コミュニケーション支援の充実

- 視覚障がい者に点字図書、録音テープ、CD 図書等の提供を充実します。
- 聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者の養成を今後も継続します。また、養成課程を経た手話通訳者が現場で活動するためのステップを支援するための体制づくりを検討します。

(2) 保健・医療等の充実

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、健康は生活全体の基礎となるものであり、安心して充実した生活を送るためには、健康の保持・増進が大切になります。

本町における母子保健に関しては、妊婦健診及び産婦新生児乳児訪問は100%の実施を継続しており、乳幼児健診も90%以上の受診で、未受診者は訪問等でフォローを実施しています。

また、発達に心配な児においては、健診等以外においても、保健師等が関係機関と連携し、必要な支援につながるように活動しています。

しかし、近年は育児全般に不安を持つ親が増えていることを背景に、発達に心配のある児や育児に自信を持ってない親など、支援を必要とする家庭や虐待通報等の相談が増えているため、マンパワーの充実が今後の課題となっています。

成人の保健・医療においては、本町は特定健康診査の受診率が低いことや、要介護状態の原因疾患として高血圧を背景とした脳卒中が最も多いこと、さらに腎不全・糖尿病・心疾患の医療費が高いことが課題となっています。

①障がいの原因となる疾病等の予防

1) 母子保健活動の推進

- 障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など、早期の支援につなげるよう、妊娠・出産・乳幼児期・学齢の各期において切れ目のない支援に努めます。
- 育児全般に不安を持つ親の子育て力を支援するため、子どもとのかかわり方や取組を継続します。

2) 中高年期の予防対策の充実

- 生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、俱知安町保健事業計画に基づき、健診受診率の向上、高血圧対策、糖尿病対策に重点をおいて取り組みます。
- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、栄養や食生活、運動、休養などの生活習慣を改善し、生活の質の向上をめざした普及啓発を行うとともに、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。
- 中高年からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見のため、健康診査や相談・指導等の保健事業を総合的に推進します。
- 保健所等と連携しながら、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防や、精神疾患に関する相談・支援・心の健康づくりに努めます。

②適切な保健・医療の提供

1) 保健活動の基盤整備

- 保健福祉会館を保健・福祉活動の拠点として、医療機関などと連携を図りながら、保健活動の充実に努めます。

2) 難病対策の充実

- 市民の難病に対する理解の啓発活動に努めます。
- 保健所等と連携をとりながら、難病患者やその家族の難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。

3) 精神障がい者施策の充実

- 精神障がい者が地域で安心して安全な生活を送るため、グループホームなど生活の基本である住まいの場を確保するよう努めます。
- 精神障がい者を支援するピアサポーターの養成や活動を支援できる体制づくりに努めます。

4) 医療給付等への適切な対応

- 障がい者等の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障がい者（児）医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。
- 判定の難しい育成医療審査への対応力を高めるため、道へ助言依頼をする等の対応を行うとともに、研修受講などを通じて担当職員の資質向上を図ります。

(3) 生活支援の充実

現状と課題

全国的な傾向として、高齢化の進展により、障がい者の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の様々な障がいの方々への支援もますます重要になっており、それぞれの障がいや生活状況に応じた多様な支援を提供することが必要とされています。

本町では、身体障がい者数は減少傾向にありますが、知的障がい者と精神障がい者の人数は増加傾向にあり、このような状況に対応して生活支援を充実させていくことが今後重要になると予想されます。

地域での生活を希望する障がい者が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

そのためには、適切にサービスを提供するため人材の養成や確保が必要です。

①在宅生活への支援

1) 地域包括ケアの推進

- 障がい者の地域生活を支援するため、利用者本人の意向を尊重し、保健・医療・福祉・教育・就労等へのニーズに応じて、様々な生活支援制度・事業や社会資源を結びつける地域包括ケアの確立をめざし、関連機関、団体等のネットワークづくりに力を入れていきます。

2) 居宅における生活支援サービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、町内事業所や羊蹄山麓7町村による広域サービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。
- 短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

3) 経済的支援制度の利用促進

障がい者の生活の安定に向け、各種年金や各種手当、税控除、医療費など制度の内容や手続きの周知を図るとともに適切な利用を促進していきます。

②居住の場の確保

- 住み慣れた場所で生活を続け、施設や病院等から地域生活へ移行できるよう、障がいに応じたグループホームなどの整備事業を支援します。

③サービスの質の向上

- 入所施設については、利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、利用者一人ひとりの意向、障がいの種類や程度、性別、生活程度に応じた指導、訓練、健康管理など適切なサービス提供の充実に努めます。
- 入所施設において、利用者の地域での生活を念頭においた支援を推進するとともに、重度、重複、高齢などの利用者に対するケア・サービスの充実に努めます。

④外出や移動の支援

- 行動援護や同行援護、地域生活支援事業における移動支援事業が実施する移送サービスなど、障がい者の移動を支援するサービスの望ましいあり方を検討していきます。
- 障がい者がハイヤー、路線バスを利用する場合の料金の一部を助成して、外出などを支援する福祉ハイヤー・バス利用助成制度の継続に努めます。
- 社会参加や就労を促進するため、視覚、聴覚などの障がい者と身体障がい者補助犬が公共施設や商業施設、公共交通機関などで円滑に利用できるよう啓発に努めます。

2 自立と社会参加の促進

(1) 教育・療育の充実

現状と課題

障がい児の発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行など、地域で一貫して取り組むことが重要です。

また、障がいの有無にかかわらず、分け隔てない地域共生社会の実現に向け、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、可能な限り、一人ひとりの多様なニーズに応じた療育・教育が、身近な地域で受けられることが求められています。

本町においては、平成20年度から、羊蹄山麓7町村で連携し、児童発達支援事業（児童発達支援、放課後等ディサービス）を実施しています。また、平成30年度から教育委員会に教育支援コーディネーターが配置され、相談窓口としての機能や関係機関とのネットワークづくりにおいて充実が図られました。

①療育・発達支援体制の充実

1) 健診後の支援の充実

- 乳幼児健診において、「要支援」判定された乳幼児への支援とともに保護者への障がいの受容への支援を行います。

2) 療育支援

- 日常的な療育訓練を行う羊蹄山ろく児童デイサービスセンター（こども発達支援センター）との連携により、地域療育の充実に努めます。また、保育所に通う障がい児が集団生活に適應できるよう、保育所等訪問支援の積極的活用を促進していきます。
- 高度で専門的な療育指導が必要な場合は、専門職員のいる北海道中央児童相談所、北海道立子ども総合医療・療育センターなどから、指導を受けて療育体制の充実に努めます。

3) 関係機関の連携

- 健康診査等において把握した、発育・発達に支援を必要とする乳児・幼児及び家族に対し、継続的な相談や訪問指導を行うとともに、より多くの専門職が連携を図りながら、適切な療育・指導が受けられるよう支援していきます。
- 発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉・教育関係機関等が連携して、教育相談を実施します。

②教育の充実

1) 相談支援体制の整備

- 教育委員会は、早期支援コーディネーターを中心として保育所・幼稚園・小中学校・保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- 就学にあたっては、本人や保護者の意見を尊重し、子どもの実態に合った適切な学び場や指導について関係機関と連携しながら、就学相談に努めます。

2) 教育環境の充実

- 小・中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、障がいの状態に応じた教育の充実に努めます。

3) 進路指導の充実

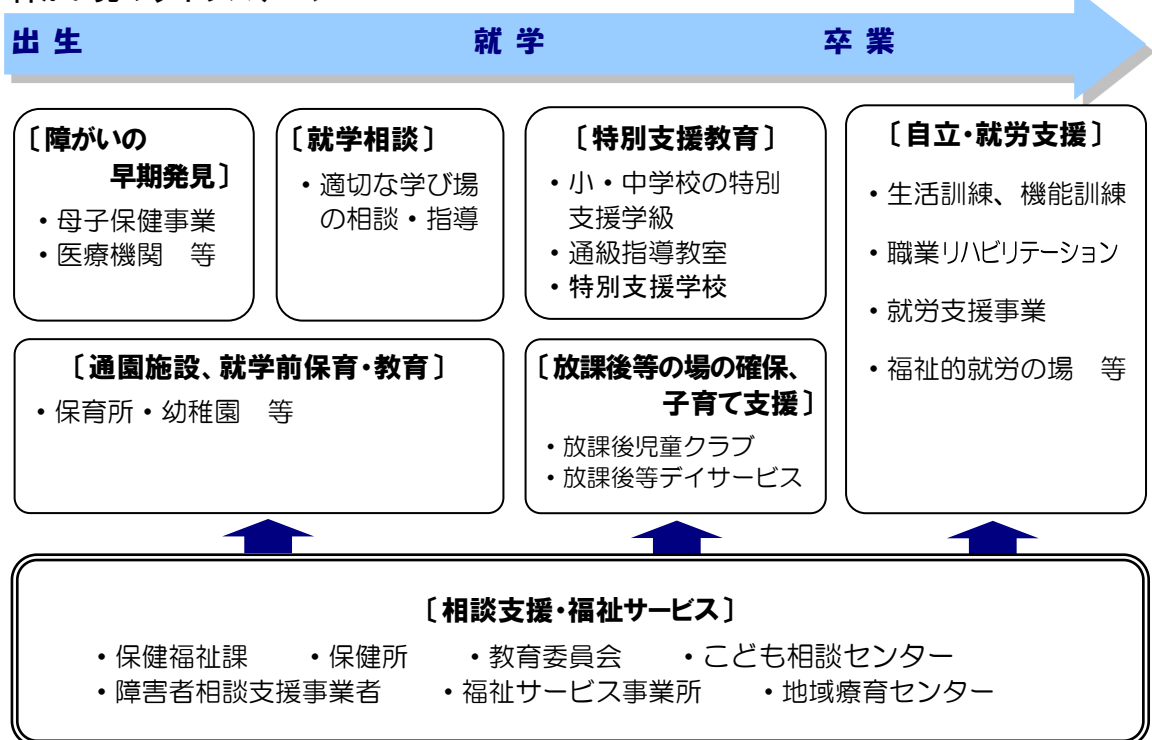
- 本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、様々な情報の提供に努めるとともに、学校、北海道中央児童相談所などと連携しながら、進路指導の充実に努めます。

4) 交流教育等の充実

- 障がいの有無にかかわらず児童生徒が体験的な学習を通して、お互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がい者との遊びやものづくり等を通じたふれあい交流事業を充実します。

療育・教育体制のイメージ

障がい児のライフステージ



(2) 雇用・就労の推進

現状と課題

すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、その人らしい充実した社会生活を送るためには、職業を通じた社会参加が重要になります。

平成28年に障害者雇用促進法の一部改正が施行され、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が明記されるとともに、事業主が雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。また、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられるなど、雇用・就労をめぐる環境は変わりつつあります。

しかし、就労を希望する障がい者を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあり、すべての関係者が協力し、就労から職場定着、離職後の再就職まで、切れ目なく支援することが必要とされています。

本町には就労継続支援事業B型の事業所が6か所あり、福祉的就労の場として機能していますが、全国的な傾向と同様、一般就労は厳しい状況が続いています。

今後は、企業の障がい者雇用に関する理解促進が課題となります。

①障がい者雇用の普及と啓発

- 公共職業安定所など労働行政関係機関と連携をとりながら、障がい者の雇用を支援する各種制度について、企業等へ広く周知します。
- 障害者雇用支援月間（9月）などに、事業所等に対して障害者雇用促進法の一部改正や障がい者の雇用への理解及び積極的な協力について、広報誌等を通じて普及啓発に努めます。

②一般就労の促進

- 関係機関との連携により、就労に向けた情報提供や適切な支援が行えるよう、就労支援体制の充実に努めます。また、町内企業への障がい者雇用の働きかけを行い、障がい者の一般就労の促進に努めます。

③福祉的就労の促進

- 一般就労が困難な障がい者に対して、「就労継続支援事業B型」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場が提供されるよう、サービス事業所による事業実施を支援していきます。

④障がい者雇用の促進

1) 公共機関における雇用の促進

- 役場等の職員採用では、法定雇用率の達成義務を果たします。また、制度の厳正な運用を関係機関に働きかけていきます。

2) 物品の優先調達

- 障害者優先調達推進法に基づき、地域活動支援センターや障がい者を多数雇用している企業等への発注に努めます。

(3) スポーツ・文化活動の促進

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、生きがいやゆとりを持ち、生き生きした生活を送るためには、余暇活動など「楽しむ」ことが必要です。

スポーツやレクリエーションは、社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。また、障がいのある人もない人もともに参加する機会を持つことは、地域の人々が障がい者に対する理解を深める上でも重要です。

また、障がい者の芸術・文化活動を積極的に推進することは、障がい者の社会参加を促進する上で非常に重要です。しかし、地域で芸術・文化活動に参加する機会が十分ではないのが実情です。

生涯にわたってスポーツや芸術・文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して身近な地域の取組を進めることが求められており、その際にはコミュニケーション手段の確保も図る必要があります。

① スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 健康の維持・増進、体力づくりなどの活動を通じて、交流・仲間づくりを促進し、スポーツや文化活動への参加を支援していきます。
- 障がい特性に応じた適切な指導ができるよう、障がい者のスポーツやレクリエーションの指導者の確保に努めます。

② 芸術・文化活動の促進

- 障がい者が製作した作品の展示・販売を通して生きがいの充実を図るとともに、市民の理解の普及を図ります。

③ コミュニケーション支援の充実

- 地域生活支援事業における手話通訳者の派遣事業の実施や町内在住の手話通訳者の登録により、聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のコミュニケーションを支援します。
- 町内の手話通訳者・手話通訳ボランティア等の活動を支援します。また、北海道ろうあ連盟と手話通訳者の派遣契約を結び、聴覚障がいの方の社会参加の促進に努めます。

3 とともに支え合う共生のまちづくり

(1) 権利擁護の推進

現状と課題

日常生活上の判断能力が不十分な高齢者や障がい者などに対して、本人を不利益から守る成年後見制度があり、当町では相談支援事業や広報紙への掲載等により制度の周知と利用促進を図っています。

家族の高齢化に伴い、障がい者の成年後見制度のニーズは高まってくると考えられるため、分かりやすい制度の説明や周知が課題となります。また、司法手続きにおいても、障がい特性に応じた情報伝達が求められています。

また、平成28年4月1日から障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。

①権利擁護の推進

1) 人権意識の普及・啓発

- 障がい者を含むすべての町民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識の普及・啓発に努めるとともに、地域支援自立協議会とも連携しながら、虐待や差別の解消、権利擁護など取り組んでいきます。

2) 成年後見制度等の活用促進

- 障がい者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行えない障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）などの権利擁護の方法や手段について、関係者が情報を共有しながら連携を保ち、制度利用の促進を図ります。

②差別及び虐待防止のための取組の推進

1) 差別解消の周知・啓発

- 障がい者に対する虐待防止や差別解消のため、関係者に対する意識啓発や地域での啓発に取り組めます。

2) 虐待防止の推進

- 虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の早期発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っていきます。

(2) ともに支え合うまちづくり

現状と課題

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければいけません。しかし、障がいや障がい者の特性及び必要な配慮等についての理解が進んでいるとはいえない現状があります。

本町では、障がいや疾病等に対する理解の促進については、主に広報紙やホームページを活用した情報発信を行っているものの、情報が浸透しているとはいえない状況にあります。今後においても、障がいや障がい者に関する情報発信を継続していくだけでなく、情報の表現方法の工夫や、媒体の多様化などを進めていくことが必要とされています。

①理解と交流の促進

1) 多様な機会の活用による啓発

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るため、町広報誌を通じて啓発活動を推進します。
- 交流イベントや体験イベントを通し、障がい者の人権や「ノーマライゼーション」及び障害者基本法に規定された「合理的配慮」の趣旨について啓発に努め、障がい特性や障がい者に対する理解を深めていきます。
- 様々な機会を通じて、障がいや障がい者の理解促進を図るとともに、障がい者とのコミュニケーション方法や支援方法など、町民に対して啓発活動を行います。

2) 「障害者週間」の啓発推進

- 12月3日から12月9日までの「障害者週間」や10月23日の「道民福祉の日」などにおいて、各種行事の実施により、啓発・広報活動の充実に努めます。

②心のバリアフリーの促進

1) 福祉教育の推進

- 障がい者に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の町民が、「心のバリアフリー」や「合理的配慮」について、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。

2) 交流教育の推進

- 障がい者との、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。

③地域における福祉活動の推進

1) 障がい者関係ボランティアの活動の促進

- 社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がい者を支援するボランティア団体の活動を支援するとともに、関係団体とのネットワーク化を図り、ボランティアの育成に努めます。
- 人材の登録を総合的に行い「地域でボランティア活動をしたい人」と「ボランティアを必要とする障がい者やその家族」との仲介・調整・斡旋などに努めます。

2) 地域福祉活動の推進

- 地域住民の参加と協力による「何かお手伝いしましょうか」の声かけ運動などの定着を図り、障がい者、高齢者、地域住民などがともに支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がい者の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- 広く住民を対象とした一般のイベントや行事において、障がい者も参加することを前提に、合理的配慮がなされるよう、啓発や情報提供に努めます。

(3) 生活環境の充実

現状と課題

誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります

障がい者に優しい環境は、誰にとっても暮らしやすい環境であることを認識することが大切です。

①バリアフリーの推進

- 障がい者をはじめ、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者など、町民が安心して暮らせるよう、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレの整備などを進めるとともに、民間施設等への協力を要請していきます。
- 障がい者等が町の公共施設を安全に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- 障がい者などが公共交通機関を円滑に利用できるよう、関係機関への要望に努めます。
- 視覚障がい者が安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機の設置を関係機関に要望していきます。
- 鉄道駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした、歩道除排雪の充実に努めます。

②居住環境の整備・改善

1) 住まいの改善・整備

- 障がい者の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具給付（住宅改修費給付）事業の周知に努め、利用を促進します。
- 生活の利便性を高めるため、住宅整備資金貸付などの各種補助制度や障がい者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供に努め、暮らしやすい住まいづくりを支援します。
- 障がい者が円滑に地域移行できるよう、グループホームなどの整備を支援していきます。

2) 公営住宅の整備

- 公営住宅の建て替えに際しては、高齢者、障がい者等のニーズの多様性等に対応し、加齢等による身体機能の低下や障がいのある状態になってもそのまま住み続けることができるようなユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を推進します。

3) 住居入居等支援

- 障がいや障がい者に対する理解の促進などに努め、障がい者が賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援します。

③防災・防犯対策の推進

1) 防災・災害への安全対策

- 障がい者への日常的な情報提供やコミュニケーション支援などを充実させながら、災害時における障がい特性に配慮した支援体制づくりを進めます。
- 自然災害や火災などの際に安全に避難できるよう、障がい者に配慮した緊急通報システムの設置や地域防災体制の周知に努めます。
- 住宅・地域内での災害予防対策の徹底を図るとともに、援助や介助が必要な障がい者を各地域で把握し、地区住民の協力による避難・救助ができるよう自主防災体制の確立や避難路の周知に努めます。
- 緊急時に支援を必要としている障がい者に対して、町民がスムーズに支援の手を差し伸べられるよう、コミュニケーション方法や支援方法などの啓発活動を行います。

2) 防犯対策の推進

- 判断能力が不十分な人が、犯罪などに合わないよう、関係機関との連携により相談体制の充実努めます。

第5章 計画の推進に向けて

この計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、町民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く計画の周知を図り、行政と町民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また、この計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、この計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価並びに見直し等について、検討する必要があります。

(1) 計画の普及・啓発

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報紙、ホームページ等による周知によりこの計画の普及を図るとともに、障がいや障がい者等についての正しい理解を啓発していきます。

(2) 障がい者の意向・要望の把握

適宜、障がい者の意向・要望を最も適切な方法により把握し、障がい者施策を効果的、効率的に推進していきます。

(3) 関係団体・関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など多くの分野にまたがっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力のもと、本計画の推進を図ります。

(4) 広域連携による計画の推進

現在、羊蹄山麓周辺7町村では広域連携の下に障がい者の施策事業を展開しています。例えば、NPO 法人 MiMaTa が運営する地域活動支援センター「夢の匠」があります。7町村の広域連携の下に倶知安町が主体となって運営支援を行っており、今後、利用者の増加が見込まれます。

また、平成20年度から、相談支援事業について、羊蹄山麓7町村で連携し、より専門性の高い相談を行うため、法人へ事業委託をしています。

今後も、広域連携が可能な障がい福祉サービスについては、障がい者の多様で専門性の高いニーズに応えることができるよう、羊蹄山ろく地域自立支援協議会の協議などにより、近隣市町村との連携をさらに充実し計画を推進していきます。

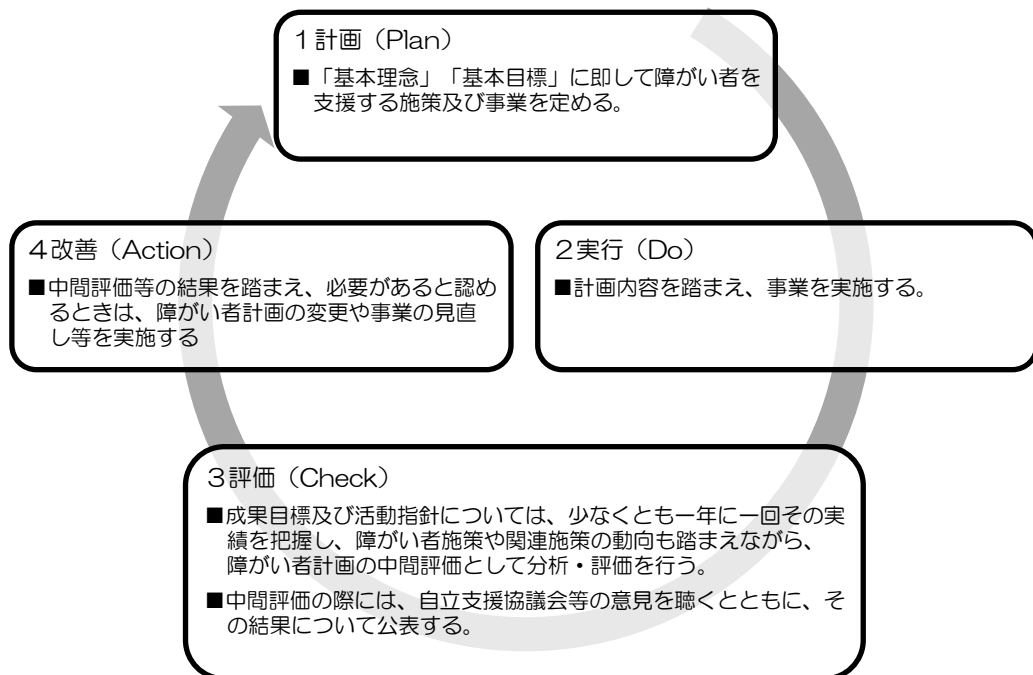
（５）広範囲な連携強化

障がい者施策を推進するためには、役場と関係機関・団体、民間企業、町民、ボランティアなどが連携し、それぞれの立場で自主的に地域福祉活動に参加するよう働きかけます。

（６）計画の点検・推進体制（PDCA サイクルに沿った見直し）

基本理念に基づく目標を達成し、障がい者の生活を総合的に支えるため、この計画に定めた施策・事業について少なくとも年１回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて見直しを行うことにより支援体制整備の推進に努めます。

また、中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。



資料編

1 倶知安町障害者施策推進委員会委員

(1) 倶知安町障害者施策推進委員会委員名簿

構成区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
関係行政 機関	後志総合振興局保健環境部 健康推進課 健康支援係	係 長	渡 邊 加奈子	
	岩内公共職業安定所 倶知安分室	主 任	林 浩 史	
学 識 経 験 のある者	倶知安町三師会	会 長	柏 谷 良 雄	
	倶知安町民生委員児童委員協議会	会 長	本 間 栄	会長
	倶知安町社会福祉協議会	事務局長	初 山 真一郎	
	社会福祉法人 倶知安福祉会	施設長	追 立 司	
障がい者 (児) 又は 福祉関係 事業従事 者	NPO法人 とともに	理事長	小 林 敦 子	
	NPO法人 倶知安町手をつなぐ親の会	会 長	初 山 聡 子	職務代理
	社会福祉法人 黒松内つくし園 倶知安地区事業所	統括施設長	中 田 博 彰	
	NPO法人 しりべし地域サポートセンター	所 長	荒 川 真 司	
	NPO法人 MiMaTa	施設長	筒 井 陽 子	
	倶知安町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	主 任	大 坪 優 美	
	身体障害者相談員	—	高 橋 賢 次	
町職員	倶知安町まちづくり新幹線課	課 長	福 坂 正 幸	
	倶知安町教育委員会学校教育課	課 長	菅 原 雅 仁	

(2) 倶知安町障害者施策推進委員会事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
倶知安町福祉医療課	課 長	黒 田 智	
倶知安町福祉医療課少子高齢化対策室	室 長	坂 本 孝 範	
倶知安町福祉医療課少子高齢化対策室福祉係	係 長	富 永 久 子	
倶知安町福祉医療課少子高齢化対策室福祉係	主 事	佐 藤 庸 平	
倶知安町福祉医療課少子高齢化対策室福祉係	主 事	駒 形 有 香	

俱知安町障がい者計画

2019 年 3 月発行

発行 俱知安町

編集 俱知安町 福祉医療課

〒044-0001 虻田郡俱知安町北 1 条東 3 丁目

T E L 0136-22-1121

F A X 0153-73-5333